

NARUSAWA

# 鳴沢村 国土強靱化地域計画

令和8年度 ▶ 令和12年度

令和8年3月



鳴沢村

はじめに

このたび、鳴沢村では大規模自然災害等に備え、防災・減災等に資する強靱な地域を構築するため、「鳴沢村国土強靱化地域計画」を改訂いたしました。

有史以来、わが国では富士山噴火や東日本大震災をはじめ、幾多の自然災害に見舞われ、多くの尊い人命が奪われてきました。さらに近年では気候変動の影響により豪雨災害の激甚化・頻発化が進むとともに、地震や豪雪などによる被害も各地で発生しており、社会経済に甚大な影響を及ぼしています。とりわけ、令和6年に発生した能登半島地震においては、道路の寸断やライフラインの途絶などにより、地域社会の機能が大きく損なわれる事態が生じ、改めて事前の備えの重要性が強く認識されたところでもあります。これまで私たちは被災後に長い年月と多大な費用をかけて復旧・復興を図るといった、いわゆる「事後対策」を中心としてきました。しかしながら、今後は、このような事態を可能な限り回避するため、人命を守り、社会経済への被害を最小限に抑え、迅速な回復を可能とする「強さとしなやかさ」を兼ね備えた地域づくりを、平時から進めていくことが重要であります。

国においては、防災・減災および国土強靱化の重要性が一層高まっていることから、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく、国土強靱化基本計画を令和5年に改訂しました。また、山梨県においても国の基本計画を踏まえた国土強靱化地域計画が令和6年に改訂され、県全体として強靱化の取組が推進されております。

本村においても、これまで国・県と連携しながら、国道139号の道路改良および県道71・714号の道路改良、土砂災害防止対策、防災備蓄の充実など、各種防災対策を推進してまいりました。しかしながら、近年の異常気象による土砂災害や雪害など数々の災害に見舞われ、引き続き備えの強化が求められています。

このような状況を踏まえ、本村では、国の基本計画および山梨県の地域計画との調和を図りながら、今後発生が予測される「大規模地震」（南海トラフ地震、首都直下型地震）、「富士山噴火」、「豪雨・豪雪」などの大規模自然災害が起こっても地域機能が著しく損なわれることのない「強靱な地域」の実現を目指し、本計画を改訂いたしました。

今後は、本計画を本村の強靱化に関する指針として位置付け、国、山梨県、関係機関との連携のもと、総合的かつ計画的に各種施策を推進し、村民の皆様が安全で安心して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んでまいります。

令和8年3月

鳴沢村長 小林 茂澄

<b>第 1 章 計画の策定の趣旨、位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 計画の策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけと計画期間 .....	1
<b>第 2 章 基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
1 基本目標 .....	2
2 事前に備えるべき目標 .....	2
3 取組方針と計画期間の策定 .....	2
<b>第 3 章 鳴沢村の地域性</b> .....	<b>3</b>
1 地勢 .....	3
2 人口 .....	7
3 産業 .....	9
4 災害の歴史 .....	10
5 災害の危険性 .....	12
<b>第 4 章 脆弱性評価</b> .....	<b>19</b>
1 想定するリスク.....	19
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 .....	19
3 脆弱性の評価結果と施策の推進方針 .....	21
<b>第 5 章 脆弱性の評価および強靱化の推進方針</b> .....	<b>22</b>
1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ .....	22
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ .....	42
3 必要不可欠な行政機能を確保する .....	59
4 経済活動を機能不全に陥らせない .....	65
5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	69
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する .....	79

# Index

---

<b>第 6 章 施策の重点化</b> .....	<b>85</b>
1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定 .....	85
2 計画の推進と進捗管理 .....	93

## 第1章 計画の策定の趣旨、位置づけ

### 1 計画の策定の趣旨

東日本大震災や100年に1度といわれる集中豪雨などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から自然災害に備えることが最重要課題であると認識されるようになった。

国では、平成25年12月に国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）が公布・施行されて、平成26年6月に、同法に基づき、国土強靱化に係る他の計画の指針となる改正国土強靱化基本法が可決・成立した。平成30年12月および令和5年7月に基本計画の見直しを行い、取組を推進してきた。

山梨県ではこの基本法に基づき、平成27年12月に山梨県強靱化計画を策定した。令和2年3月および令和6年3月に全面改訂を行い、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、県土強靱化の取組を進めている。

鳴沢村（以下、「本村」という。）においても、集中豪雨・土砂災害、東海地震および南海トラフ地震や富士山噴火などの大規模災害が想定される中で、いかなる自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、地域経済が致命的な被害を受けず、災害に強く安心して暮らすことができる「強靱でしなやかな鳴沢村」を目指す。国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

### 2 計画の位置づけと計画期間

本計画は基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本村の第5次長期総合計画（平成29年度～令和8年度）の基本計画のうち、「防災・危機管理体制の整備」「消防・救急体制の整備」に基づき策定される。また、「鳴沢村地域防災計画」（令和5年3月～）の実施計画的な性格を有し、なおかつ地域防災計画と相互に補完する関係にあるものとする。

また、基本法第14条では、国および県計画との調和を図ることとなっており、国や県が策定した計画を踏まえた上で、本村の地域特性や取組状況を考慮し、計画を策定する。

なお、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本目標

本村は、富士山溶岩流を基盤とする比較的堅固な地質に位置し、集落に隣接する足和田山も第三紀層で構成された安定した地盤を有している。一方で、一部には堆積岩が分布している区域もあり、土砂流出などの災害リスクを抱える地域が存在する。

近年、地震、富士山噴火、集中豪雨や土砂災害など、想定を超える自然災害が全国各地で発生しており、災害への備えの重要性はこれまで以上に高まっている。

村民、そして本村を訪れる観光客の生命と安全を守り、災害による被害をできる限り軽減し、早期の復旧につなげるため、本計画では次の事項を基本目標として策定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 村民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次の通り設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設などの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強固な姿で復興できる条件を整備する

### 3 取組方針と計画期間の策定

本計画は中長期的な視野に立ち、国土強靱化に関する施策の方向性および推進方法を示すものとする。鳴沢村第5次長期総合計画より目指すべき将来の村の姿である「心地よく健やかに暮らせるためにみんなで作る鳴沢村」が、災害により停滞または頓挫することがないようにする。そのために、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、現状の脆弱性を分析・評価し、その結果に基づきリスクに対する対応方策を策定する。

また、平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき実施される地方創生の取組は、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を本計画と共有していることから、相乗効果を高めるために「第2期 鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略」（令和2年度～令和8年度）と調和を図りながら推進する。

さらに、取組の結果を適正に評価し、PDCAサイクルを継続的に実施することにより、強靱化に向けた施策を確実に推進する。

## 第3章 鳴沢村の地域性

### 1 地勢

本村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する県境に位置し、東は富士吉田市、北から西は富士山河口湖町と接している。標高 900m から 1,000m の高冷地に、鳴沢および大田和の二つの集落を形成しているほか、宇富士山地区を中心に、約 3,800 棟の別荘地が存在している。

図 1 鳴沢村位置図



出典：鳴沢村ホームページ

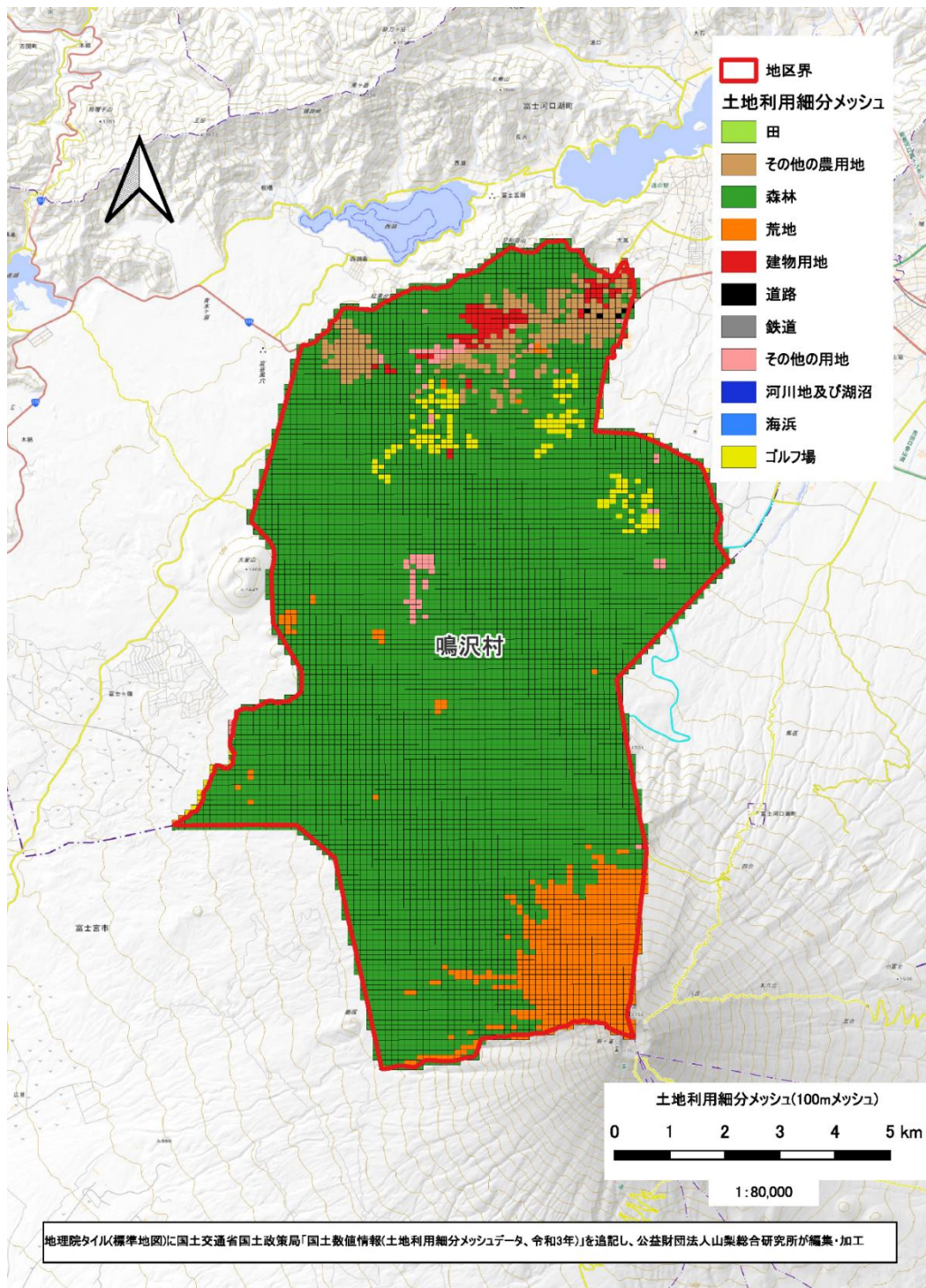
#### (1) 気象

本村の年平均気温は 10.8℃であり、冬季の降雪量は比較的少ない。年間降水量は 1217.5mm で、主として夏季に集中する多雨冷涼型の気候特性を有している。初霜は 10 月初旬、遅霜は 5 月中旬にみられ、桜の開花は 4 月下旬となり、甲府盆地よりも約 20 日遅い。

## (2) 土地利用

本村は、総面積の 90%以上を山林が占め、その大部分は恩賜林による裾野型の地形となっている。このため、山崩れ等の災害は比較的少ない傾向にある。土地利用状況としては、国道 139 号の沿線に「森林」以外の土地利用が集中しており、北側に「建物用地」、南側に「ゴルフ場」が立地している。このほか「その他の用地」としてスキー場、グラウンドなどの土地利用が見られる。

図 2 土地利用細分メッシュ



地理院タイル(標準地図)に国土交通省国土政策局「国土数値情報(土地利用細分メッシュデータ、令和3年)」を追記し、公益財団法人山梨総合研究所が編集・加工

出典：地理院タイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ、令和3年）」を追記

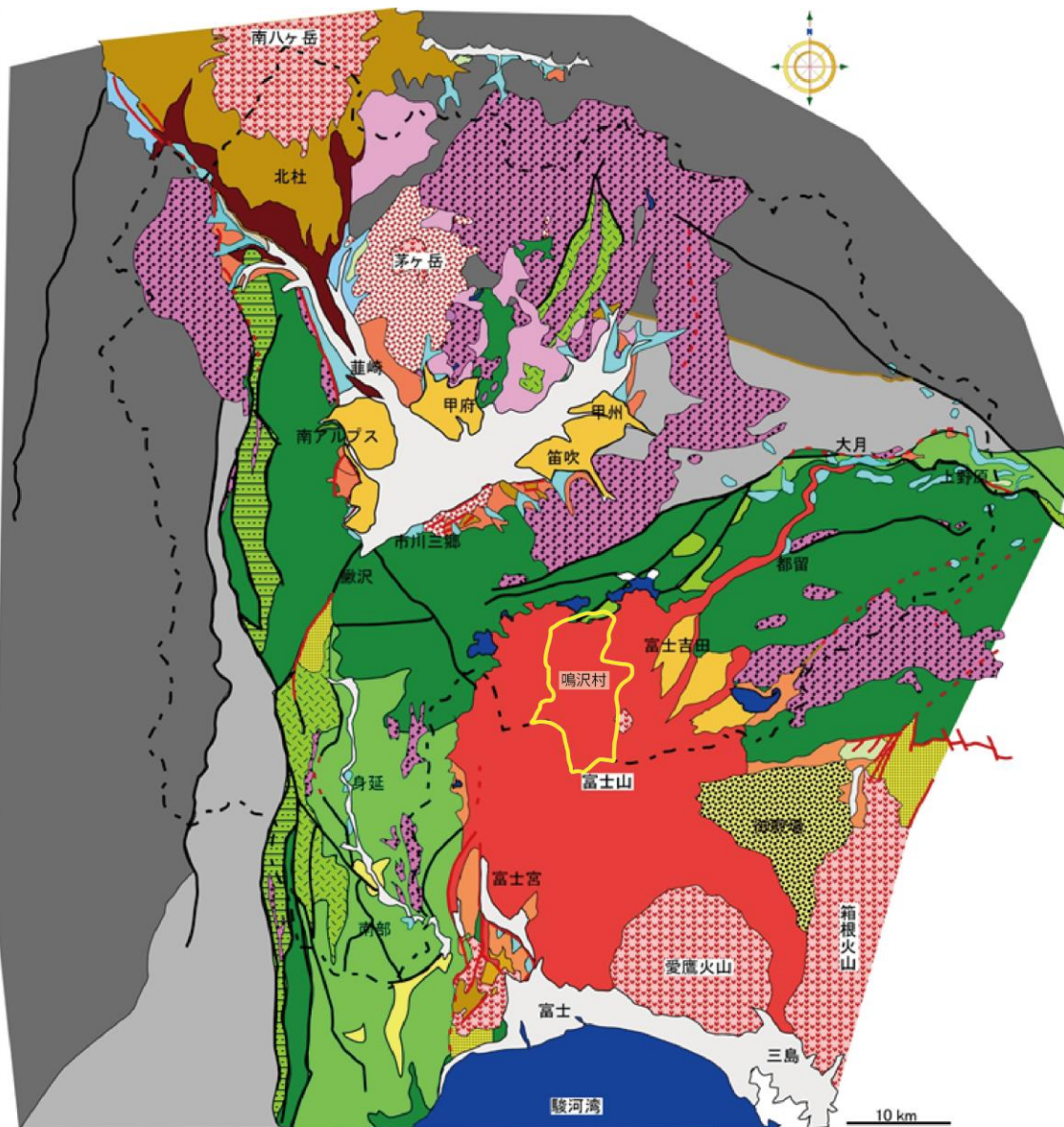
### (3) 地形・地質

本村全体の地形は、国道 139 号を中心とした集落から富士山二合目までは比較的平坦な緩傾斜であるが、富士山頂に向かうにしたがって急傾斜となり、裾野型の地形を形成している。南北方向に 14.5km、東西方向に 8km にわたり広がり、総面積は 89.58km<sup>2</sup> で、県土の約 2% を占めている。

地質は富士山溶岩流を基盤とし、地表 2 メートルは火山灰や砂礫などに覆われているが、標高が上がるにつれ溶岩は露出している。このため、地質は比較的堅固であるとされている。集落に接する足和田山は、御坂山系の第三紀層で比較的堅く安定している地盤を有する一方、堆積岩の分布する地域では、表層崩壊や土砂流出の発生が懸念される。

本村の地質区分としては、大部分が「第四紀火山」の完新世火山噴出物（赤色部分）で構成されている。一部が「新第三紀」の主に鮮新統火山岩・堆積岩類（黄緑）、および「新第三紀」の主に中新統火山岩・堆積岩類（緑）となっている。

図3 山梨県の地質概略図



山梨県の地質概略図  
(杉山ほか(1997)を一部改訂)

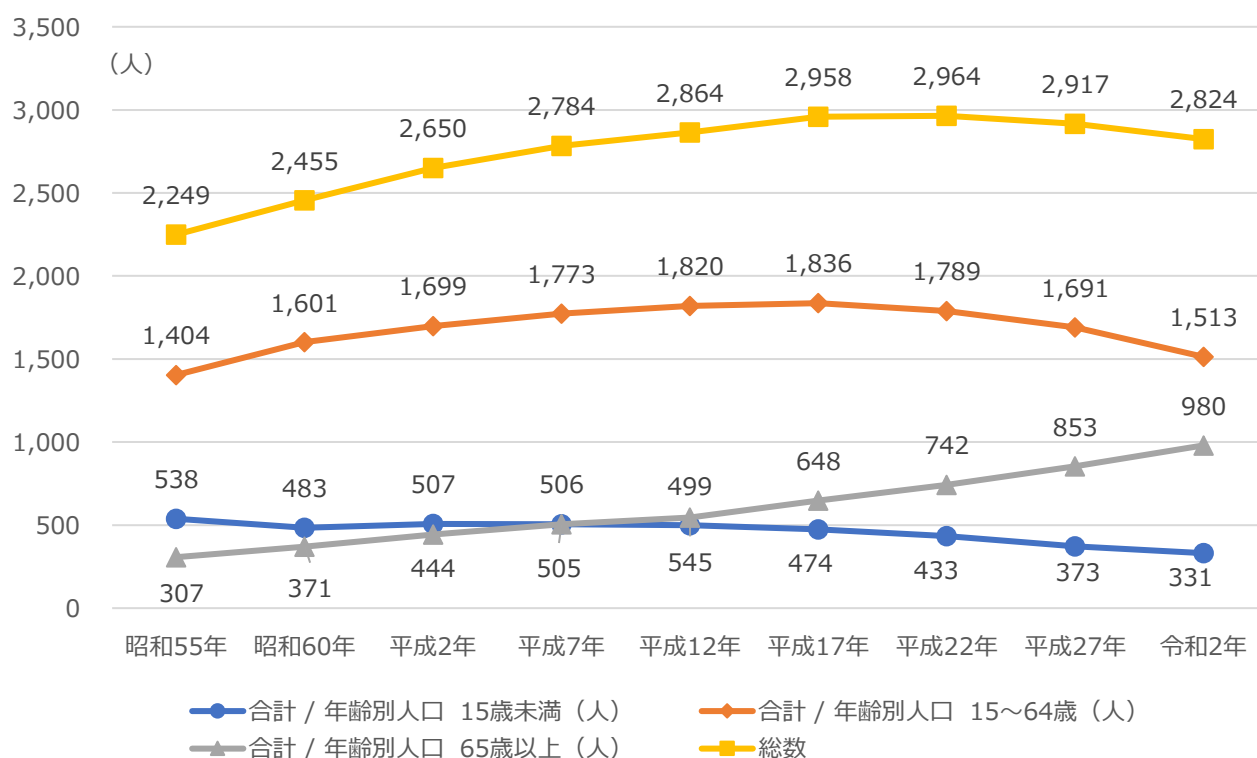
- |           |                   |       |                    |
|-----------|-------------------|-------|--------------------|
| 完新世       | 河川成～湖沼成堆積物        | 第四紀火山 | 完新世火山噴出物           |
|           | 扇状地性・崖錐堆積物        |       | 後期更新世火山噴出物         |
| 後期更新世     | 低位段丘堆積物           |       | 岩層なだれ堆積物           |
|           | 中位段丘堆積物           |       | 中期～後期更新世火山         |
| 中期更新世     | 高位段丘堆積物           |       | 岩層なだれ堆積物           |
|           | 湖沼成～河川成堆積物等       |       | 前期～中期更新世火砕流堆積物     |
| 前期更新世～鮮新世 | 堆積岩類              |       | 前期更新世～鮮新世火山岩       |
| 新第三紀      | 主に鮮新統<br>火山岩・堆積岩類 |       | 新第三紀花崗岩・侵入岩類       |
|           | 主に中新統<br>火山岩・堆積岩類 |       | 活断層<br>断層 (破線部は推定) |
| 古第三紀      | 付加体堆積岩            |       |                    |
| 先古第三紀     |                   |       |                    |

出典：富士山科学研究所 HP、鳴沢村区域を山梨総研が黄線で縁どり

## 2 人口

本村の人口は、近年増加傾向であったものの、平成22年の2,964人をピークに減少に転じ、令和2年には2,824人となっている。年齢3区分別人口については、近年、65歳以上の高齢人口が増加を続けている一方、15-64歳の生産年齢人口は平成17年をピークに減少に転じている。また、0-14歳（年少人口）については、平成7年以降、減少が継続している。

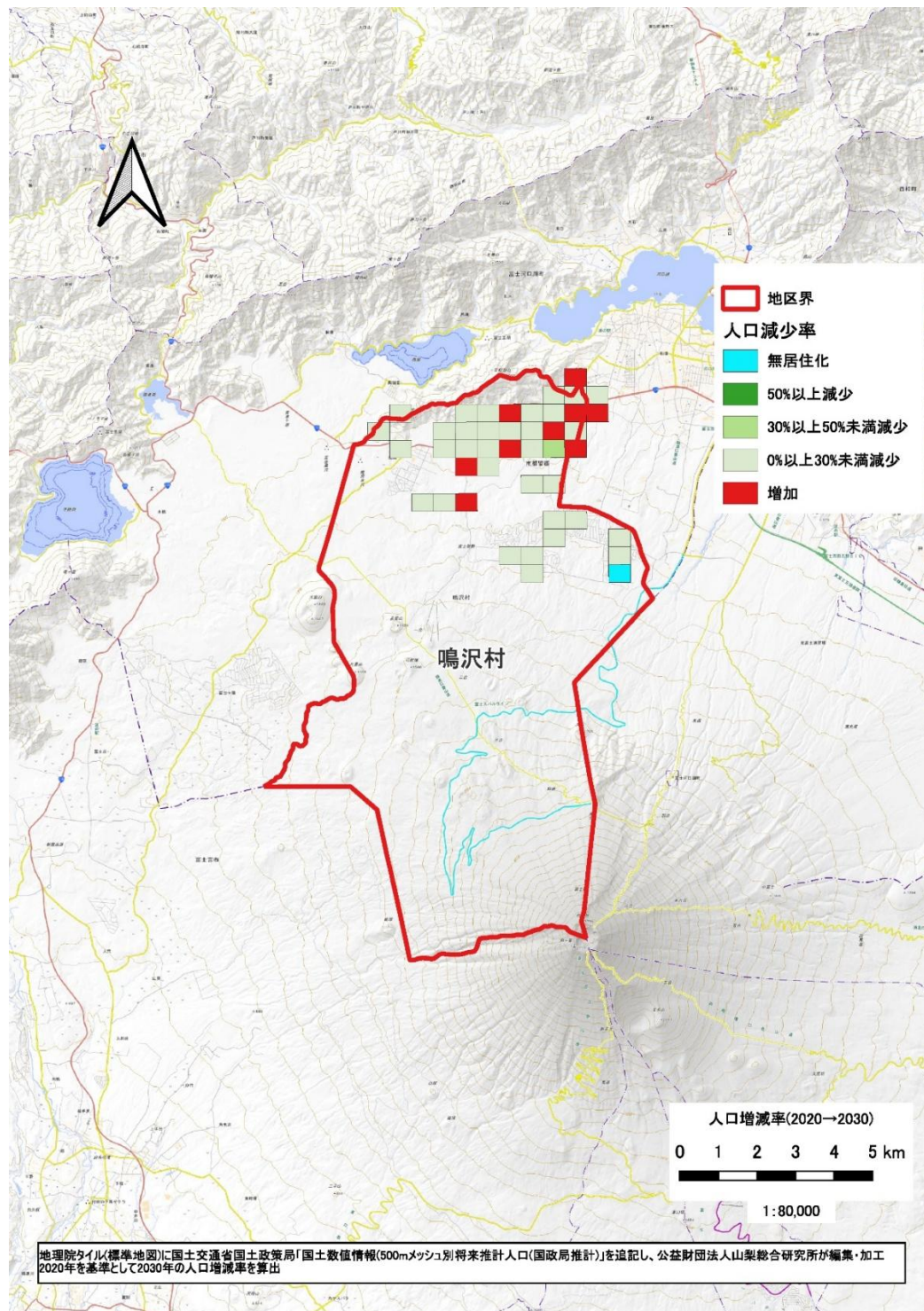
図4 総人口と年齢3区分別の人口の推移



出典：国勢調査

将来の人口増減率については、国道 139 号沿線の富士河口湖町の近傍エリアおよび別荘地エリアにおいては人口増加が見込まれているものの、その他の地域においては人口減少が予想されている。

図 5 人口増減率の予想 (2020 年→2030 年)

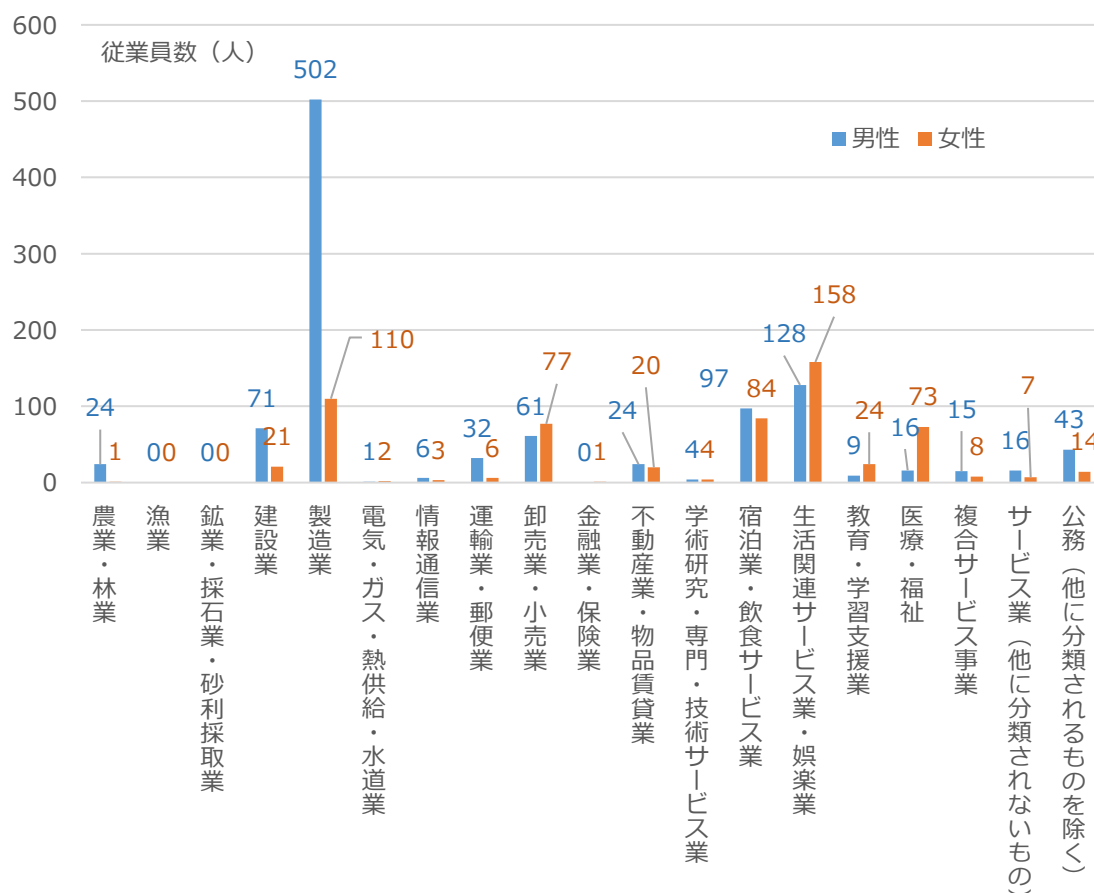


※ 基準年(2020年)から10年後の推計値を表すのが一般的なため2030年までの増減率を予想。  
強靱化地域計画の計画年度とも合致。水色部分は別荘地  
出典：地理院タイル(標準地図)に国土交通省国土政策局「国土数値情報(500mメッシュ別将来推計人口)国政局推計」を追記

### 3 産業

本村の産業別就業者数を見ると、「製造業」において男性が突出して多く、「建設業」および「運輸業・郵便業」においても男性が多い傾向にある。一方、女性が多い産業としては「卸売業・小売業」、「生活関連サービス業・娯楽業」および「医療・福祉」が挙げられる。

図6 産業別就業人口



出典：令和3年経済センサス

## 4 災害の歴史

### (1) 風水害、雪害など

大正時代以降における山梨県の主な災害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1912 (大正1) 9/22~23	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
1920 (大正9) 8/2~6	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者 18 人
1922 (大正11) 8/23~26	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者 55 人
1934 (昭和9) 9/18~21	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋 507 戸、死者 13 人
1935 (昭和10) 9/21~26	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋 一帯が激甚、死者 39 人
1936 (昭和11) 9/26~27	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に 被害、死者 22 人
1940 (昭和15) 1/29	江草村(須玉町) の民家から出火、27 戸を焼き山林に飛び火
1940 (昭和15) 5/19	猿橋大火
1945 (昭和20) 10/3~11	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋 256 戸、浸水家屋 6,130 戸、死者、 行方不明 36 人
1947 (昭和22) 9/13~15	カスリン台風来襲、死者 16 人
1951 (昭和26) 3/6	富士山麓に大雪しろが発生し、忍野村 50 年来の大被害
1952 (昭和27) 6/24	ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
1954 (昭和29) 11/27~28	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者 15 人
1956 (昭和31) 2/27	翌日にかけて県下大雪、甲府で積雪 31cm
1958 (昭和33) 5/13	50 年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この 年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959 (昭和34) 8/14	台風 7 号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人
1959 (昭和34) 9/26	台風 15 号(伊勢湾台風) 来襲、死者 15 人
1962 (昭和37) 1/22	上野原町商店街で大火、60 戸 73 世帯を焼く
1966 (昭和41) 7/22	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者 1 人、全壊半壊家屋 104 戸、浸水 家屋 14,528 戸
1966 (昭和41) 9/25	台風 26 号により足和田村、芦川村、上九一色村など被害、死者 175 人
1973 (昭和48) 4/2	昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
1976 (昭和51) 6/15	甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
1978 (昭和53) 7/8	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大 1 時間降水量 73mm を記録、この 年、明治 28 年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温 30℃以上連続 52 日、干ばつ被害 32 億円
1980 (昭和55) 8/4	富士山で大落石事故、死者 12 人
1982 (昭和57) 8/1~3	台風 10 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 7 人
1983 (昭和58) 8/15~	台風 5、6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水
1991 (平成3) 8/20~21	台風 12 号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月 市で死者・行方不明 8 人、本村においても被害あり

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1991 (平成3) 9/18~19	秋雨前線と台風 18 号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明 2 人
1991 (平成3) 9/~12/	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家 13 戸
1993 (平成5) 6/~9/	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高 800m 以上の地域の水稻に甚大な冷害、被害額約 20 億円
1997 (平成9) 3/11~15	勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積 374.9ha、被害総額 4 億 7,793 万円
1998 (平成10) 1/8~16	県下に 3 回にわたり大雪、14 日~16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生、被害額約 73 億 1,900 万円
1998 (平成10) 8/26~31	停滞前線と台風 4 号の大雨により、県南部および東部を中心に大規模な被害が発生、被害額約 29 億 900 万円
1998 (平成10) 9/15~16	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者 1 人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸、被害額約 58 億 4,800 万円
2000 (平成12) 9/11~17	9 月 11 日~12 日に甲府地方気象台観測史上最大の 310mm(甲府市) を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟、被害総額 102 億 1,800 万円
2001 (平成13) 1/25~28	28 日の積雪が山中湖 105cm、甲府 38cm などを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001 (平成13) 9/8~11	台風 15 号の大雨で県南部および東部において大きな被害発生、被害総額 62 億 8,100 万円
2002 (平成14) 7/10~11	台風 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水 1 棟、床下浸水 51 棟など、被害総額 30 億 7,200 万円
2003 (平成15) 8/8/~9	台風 10 号の大雨により、県東部および中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者 1 人、重軽傷者 4 人、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約 10 億 4,600 万円
2004 (平成16) 10/8~10	台風 22 号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊 2 棟、床上浸水 1 棟等 被害総額 19 億 2,000 万円
2004 (平成16) 10/20~21	台風 23 号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者 1 人、住家半壊 2 棟、床上浸水 57 棟、床下浸水 253 棟等、被害総額 23 億 4,000 万円
2014 (平成26) 2/14~15	南岸低気圧による大雪、河口湖観測所で累積降雪量 143cm を記録、村の被害では、人的被害は 0、住宅・工場・カーハウス等の倒壊 53 棟、ビニールハウス倒壊 57 棟
2017 (平成29) 9/18	台風 18 号による非常に強い風、最大瞬間風速 23.7m/s、村の被害では、人的被害なし、倒木 12 本、停電最大 1,000 戸
2017 (平成29) 10/22~23	台風 19 号による猛烈な雨、役場雨量計 308mm、天神山雨量計 352mm、土砂災害警戒情報発表、村の被害では、人的被害なし、宅地内浸水 1 戸
2018 (平成30) 9/4~5	台風 21 号による大雨。記録的短時間大雨情報発表、富士山西部付近で約 100mm、村の被害なし
2018 (平成30) 9/30~10/1	台風 24 号による猛烈な風、最大瞬間風速 41.9m/s、記録的短時間大雨情報発表 鳴沢村付近で約 100mm、富士山西部付近で約 120mm、土砂災害警戒情報発表、村の被害では、人的被害なし、倒木による家屋一部損壊 1 戸、電線切断による水道施設ほか別荘地大規模停電発生、全面復旧まで 6 日間

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
2019 (令和元) 10/12~13	台風 19 号「令和元年東日本台風」による非常に強い風と猛烈な雨、最大瞬間風速 28.5m/s、役場雨量計 334mm、天神山雨量計 627mm、大雨特別警報発表、警戒レベル 4 避難勧告発表、土砂災害警戒区域などに在住の住民 34 人が総合センターに避難、人的被害なし、一部区間に土砂が約 30cm 堆積、停電約 300 戸

出典：鳴沢村地域防災計画

## (2) 地震災害

大正時代以降に山梨県で発生した地震被害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1915 (大正 4) 6/20	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂 4~5 か所
1918 (大正 7) 6/26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離など多く、鯉沢町 (現富士川町) でも墓石転倒、土蔵壁脱落などあり、甲府市付近で水道管破裂 7~8 か所
1923 (大正 12) 9/1	関東大地震 (M7.9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 か所
1924 (大正 13) 1/15	丹沢地震 (M7.3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 か所
1944 (昭和 19) 12/7	東南海地震 (M7.9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 か所など (山梨日日新聞)
1976 (昭和 51) 6/16	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家など一部破損 77 棟、道路 22 か所、田畑 31 か所、農業用施設 79 か所など
1983 (昭和 58) 8/8	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 か所、農林業用施設 55 か所、道路 21 か所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%など、被害総額 3 億 5,000 万円
1996 (平成 8) 3/6	山梨県東部を震央とする地震 (M5.3)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸など、被害総額 1 億 5,000 万円
2011 (平成 23) 3/11	三陸沖深さ約 25km で発生した東北地方太平洋沖地震 (M9.0) = 東日本大震災によって、県内では中央市と忍野村で震度 5 強、甲府市や南アルプス市、笛吹市などで震度 5 弱、鳴沢村など 14 市町村で震度 4 を記録した。県内全域で停電したほか、富士吉田市など一部地域で断水、携帯電話もつながりにくい状態が続いた (山梨日日新聞)。県内での負傷者は 2 人 (消防庁調べ)
2011 (平成 23) 3/15	静岡県東部を震源とする地震 (M6.4) が発生し、同県富士宮市で震度 6 強を観測。山梨県内では忍野村、山中湖村、富士河口湖町で震度 5 強、富士吉田市など 4 市町で震度 5 弱を観測したが、鳴沢村は震度 2 だった (山梨日日新聞)。人的被害は確認されず

出典：鳴沢村地域防災計画

## 5 災害の危険性

### (1) 地震災害

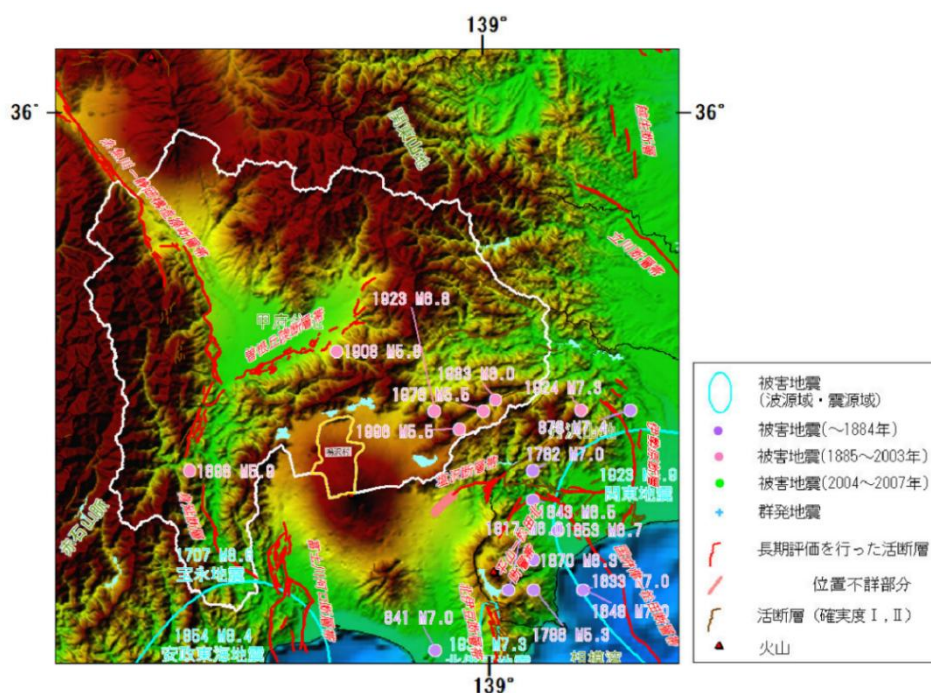
山梨県内に被害を及ぼす地震は、主に相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する内陸地震に大別される。主要な活断層は、長野県北

西部から甲府盆地西縁に延びる糸魚川―静岡構造線断層帯と、甲府盆地南縁に延びる曽根丘陵断層帯が挙げられる。また、本村を含む県内 25 市町村は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

過去のプレート間地震による被害として、1854 年の安政東海地震 (M8.4) では、県内の大半が震度 6 相当となり、甲府では町屋の 7 割、鰍沢では住家の 9 割が倒壊したとされる。昭和 19 年の東南海地震 (M7.9) においても、県内で家屋の全半壊被害が生じた。さらに、相模トラフ沿いのプレート間地震として発生した大正 12 年の関東地震 (M7.9) においても、県東部が震度 6 を記録し、県内で死者 20 人、多数の家屋全壊などの被害が生じた。また、1703 年の元禄地震 (M7.9~8.2) においても、甲府盆地を中心に大きな被害が発生している。

一方、県東部の深さ 10~30km の地点では、伊豆半島をのせたフィリピン海プレートとの衝突に起因するとみられる、定常的で活発な浅い地震活動が確認されており、時々 M5~6 規模の地震により被害が発生している。昭和 58 年県東部の地震 (M6.0) では、大月市でブロック塀が崩れるなどして、死者 1 人および家屋の全半壊などの被害が生じた。ほかに、平成 8 年にも M5.3 の地震が発生し、河口湖町 (現富士河口湖町) で震度 5 が観測された。また、1855 年の安政江戸地震 (M6.9)、大正 13 年の丹沢山塊での地震 (M7.3) など、周辺の地域で発生した地震によっても被害を受けた事例がある (政府地震調査研究推進本部資料から抜粋)。

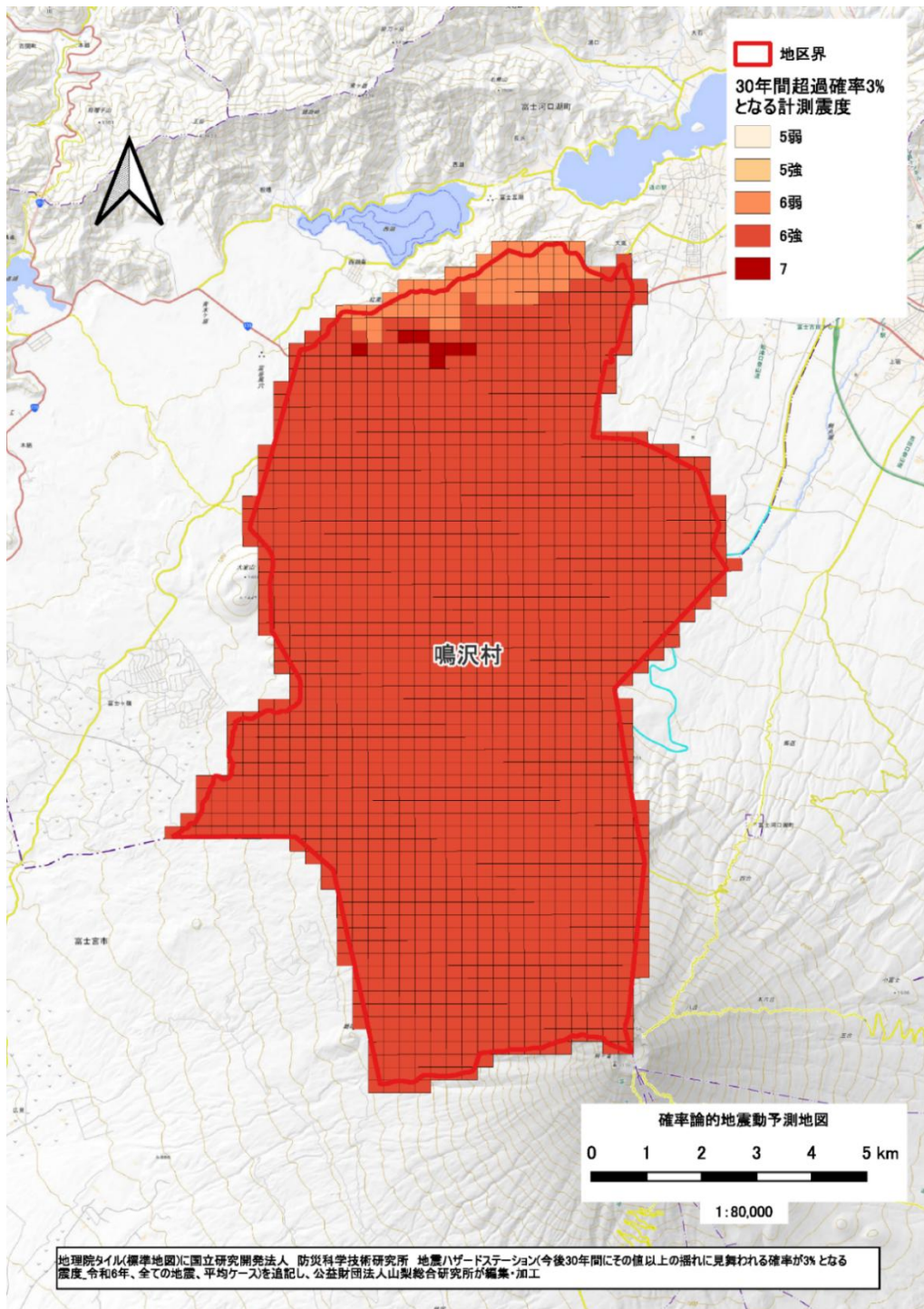
図 7 山梨県の地震活動の特徴



出典：富士山科学研究所 HP、鳴沢村区域を山梨総研が黄線で縁どり

また、今後 30 年間に、その値以上の揺れに見舞われる確率が 3%となる震度を示す「地震ハザードステーション」によると、足和田山周辺で震度 6 弱、村の北西部で震度 7、その他全域で震度 6 強の揺れが想定されている。平成 21 年の予測地図には震度 7 は示されていなかったが、令和 6 年の更新により、一部の地域で震度 7 の可能性も予測されるようになった。

図8 確率論的地震動予測地図

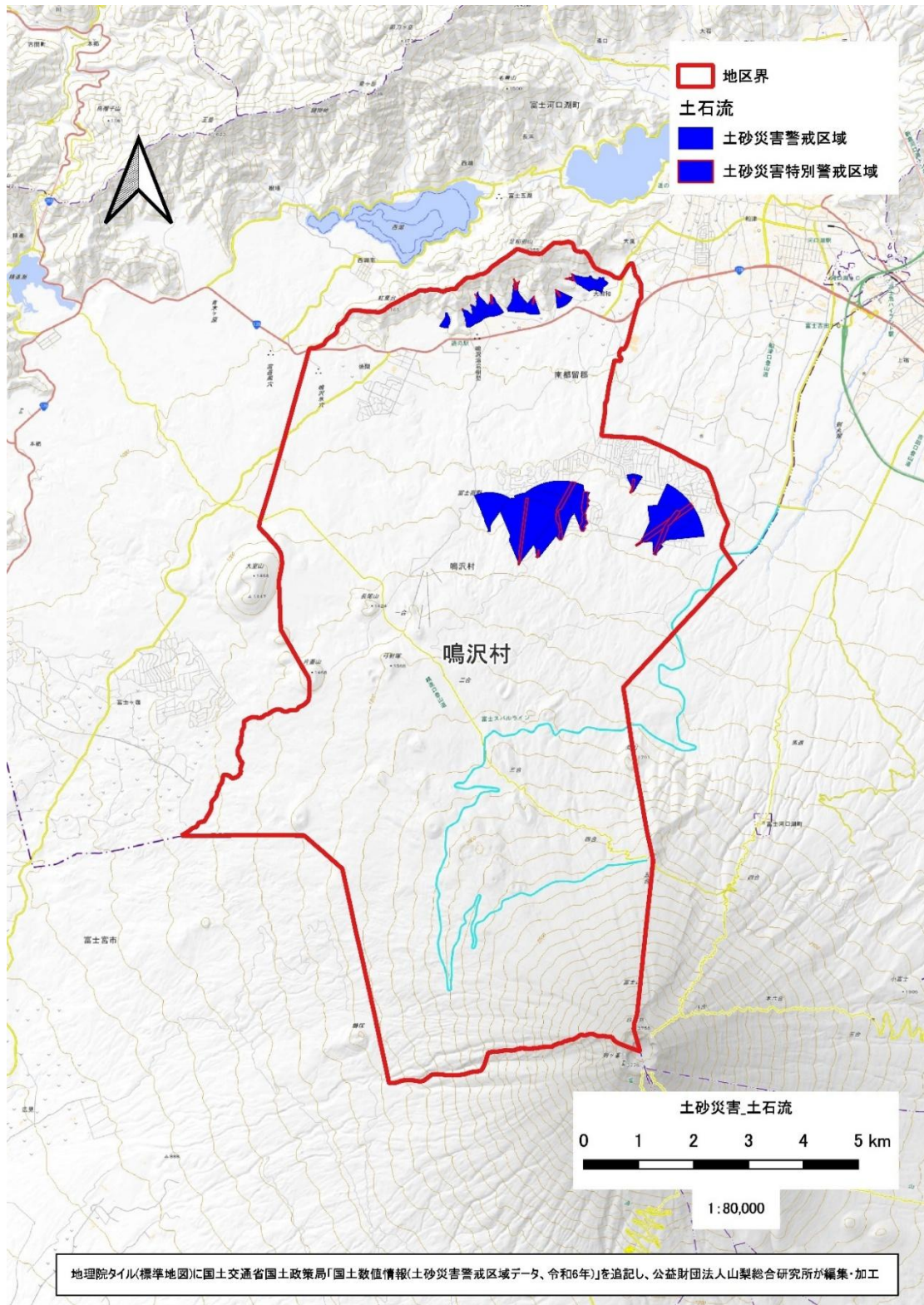


出典：地理院タイル（標準地図）に国立研究開発法人防災科学技術研究所地震ハザードステーション（今後30年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が3%となる震度\_令和6年、全ての地震、平均ケース）を追記

## (2) 土石流の危険性

足和田山南麓（国道139号北側）および富士山山麓の別荘地に、土石流の土砂災害警戒区域が設定されている。

図9 土石流による土砂災害警戒区域



出典：地理院タイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和6年）」を追記

### (3) 急傾斜地の崩壊の危険性

足和田山南麓に、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域が設定されている。

図 10 急傾斜地崩壊による土砂災害計画区域



出典：地理院スタイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和6年）」を追記

#### (4) 地すべりの危険性

本村において、地すべりの指定はない。

図 11 地すべりによる土砂災害計画区域

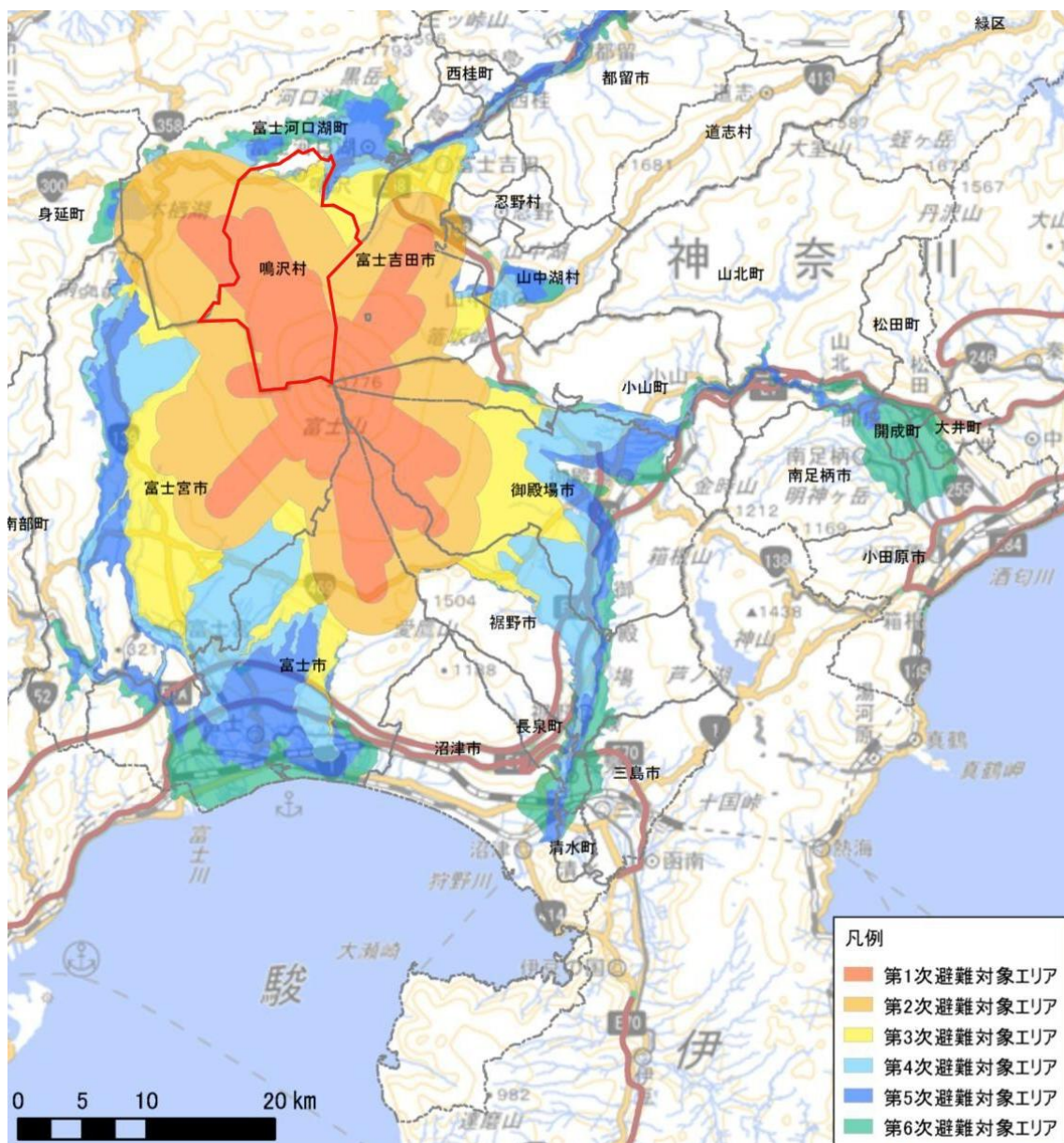


出典：地理院スタイル（標準地図）に国土交通省国土政策局「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ、令和6年）」を追記

### (5) 富士山噴火の危険性

気象庁の定義による「活火山」とは、おおむね過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいう。日本には110の活火山があり、富士山も1707年に噴火記録（宝永噴火）があることから活火山とされている。大規模な噴火の場合、本村の被害規模や影響は、甚大なものになると予想されることから、本村の大部分が避難ゾーンとなっている。

図 12 溶岩流などの影響想定範囲と避難対象エリア



出典 国土地理院タイル

## 第4章 脆弱性評価

本村で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、想定する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、現在の取組における脆弱性を評価した。

### 1 想定するリスク

本計画で対象とする「想定リスク」は、大規模自然災害を対象とする。特定する自然災害は、以下の理由から、①巨大地震、②風水害、③土砂災害、④富士山火山噴火、⑤雪害、⑥複合災害・その他とする。

想定するリスク	内容
① 巨大地震	○東海地震、南海トラフ地震については、本村は「地震防災対策推進地域」に指定されており、地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがある。 ○首都直下地震については、「首都直下地震緊急対策地域」に指定されていないものの、発生した場合、本村に及ぼす影響は大きいと予想される。
② 風水害	○本村内には大規模な河川や湖沼が存在しないため、洪水に関しては歴史的にも目立った被害はないものの、発生した場合、大きな被害が発生するおそれがある。
③ 土砂災害	○村の面積の90%以上を占める山林の大部分は裾野型の地形であり、山崩れなどの災害も少ないものの、一部急峻な地形もあるため、台風などの豪雨による土砂災害などによって、大きな被害が発生するおそれがある。
④ 富士山火山噴火	○富士山噴火については、発生した場合、本村に及ぼす影響が大きいと予想される。本村は、大規模な噴火の場合、本村の被害規模や影響は、甚大なものになることが予想されることから、村域の大部分が避難ゾーンとなっている。
⑤ 雪害	○冬季の降雪量は比較的少ない土地柄となっているが、平成26年2月の豪雪で、物流ルートが寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたした。今後も同様の災害が発生するおそれもある。
⑥ 複合災害・その他	○大規模な自然災害は、同時発生により複合災害となることも想定しなければならない。

### 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

第2章で設定した6つの「事前に備えるべき目標」と国の基本計画に設定されている「起きてはならない最悪の事態」を参照して、本村の「想定されるリスク」と地域特性を踏まえ、6つの事前に備えるべき目標と、33項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

本計画におけるリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態（鳴沢村）
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	豪雨などによる突発的な集落などの浸水による被害の発生

事前に備えるべき目標		番号	起きてはならない最悪の事態（鳴沢村）
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 防災インフラの長期にわたる機能不全
		1-5	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-6	防災インフラなどの損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		1-7	豪雪などに伴う多数の死傷者の発生
		2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
		2-2	医療施設および関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺または大幅な低下
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-4	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-5	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-6	富士山火山噴火、地震等に伴う富士スバルライン（富士山有料道路）等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-7	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊および災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		4-2	食料等の安定供給の停滞
		4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-4	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-5	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		5-6	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		5-7	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-8	地域交通ネットワークの分断
		5-9	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態（鳴沢村）
	6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

### 3 脆弱性の評価結果と施策の推進方針

#### (1) 脆弱性の評価結果と施策の推進方針について

脆弱性の分析・評価は、設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために現在実施している取組を整理し、その進捗状況などを可能な限り定性的・定量的に評価することにより行った。それらの進捗状況や課題を踏まえつつ、中長期的視点も取り入れ、本村の脆弱性を分析した。

具体的には、村が実施している事業、抱えている課題、今後の取組の方向などを検証シートに整理し、関係各課による確認・協議・評価を実施した。

また、当該事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入するべきかについて対応策の推進方法として整理した。

なお、本村では限られた財源などの中で、より効果的かつ効率的に強靱化を推進する必要がある。そのための様々な工夫が求められる。

#### (2) 政策分野の設定

設定したリスクシナリオを回避するために必要となる施策として、以下の施策分野を各項目に設定した。

次章の、「脆弱性の評価および強靱化の推進方針」にて方針ごとに整理し表示をした。

##### 【個別施策分野】

- 1 行政機能
- 2 住宅・都市
- 3 保健医療・福祉
- 4 エネルギー
- 5 金融
- 6 情報通信
- 7 産業構造
- 8 交通・物流
- 9 農林水産
- 10 国土保全
- 11 環境
- 12 土地利用（国土利用）

##### 【横断的分野】

- 13 リスクコミュニケーション
- 14 人材育成
- 15 官民連携
- 16 老朽化対策
- 17 デジタル活用

## 第5章 脆弱性の評価および強靱化の推進方針

### 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ① 建築物等の耐震対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）</p> <p>村内の建築物等の耐震対策は、少しずつではあるが向上しているものの不十分な建物も散見される。引き続き、耐震診断等を実施し耐震改修等を促進する必要がある。</p> <p>○小学校等における防災対策の推進</p> <p>小中学校については耐震診断の結果は問題がない。毎年の各種点検や随時補修を行っている。</p>	<p>○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）</p> <p>施設利用者の安全性の確保および災害時の利用を想定した、計画的な耐震化の推進をする。あわせて、耐震診断等を継続的に実施し、その結果を踏まえた耐震改修等の促進を図る。</p> <p>○小学校等における防災対策の推進</p> <p>小中学校の耐震性は確保されているが、引き続き安全確保等防火対策などを実施することとし、危険の除去により安全の確保を推進する。</p>

##### ② インフラ等の耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進</p> <p>診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施し、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減している。</p> <p>「公共施設等総合管理計画」によると公共施設は30年で大規模改修、60年で建て替えとなっており、庁舎は64年目だが、次に古い総合センターは50年目、体育館、富士北麓勤労青年センターや小学校、保育所は45年目、保健センターや大田和公民館は40年目、武道館、テニスコート場、山道ホール、富士山博物館、いきやりの湯、道の駅などは30年目となる。</p> <p>したがって、今後20年以内にいくつもの施設が建て替えや大規模改修となる。財政負担も大きいことから、使用状況・劣化状況を勘案し、計画的な修繕をしていく必要がある。</p> <p>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進</p> <p>村が管理する橋梁は、村道橋が8橋、農道橋が2橋ある。村道橋は5年に1度、法定検査を実施している。定期点検による橋梁の状況の把握とともに橋の老朽化に伴う損傷が軽微なうちに補修（予防保全型管理）</p>	<p>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進</p> <p>「公共施設等総合管理計画」に基づいて具体的な修繕等の道筋を明確にして推進する。</p> <p>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進</p> <p>定期点検による橋梁の状況の把握とともに橋の老朽化に伴う損傷が軽微なうちに補修（予防保全型管理）することによって橋梁の長寿命化を図り、維持管理費の縮減や効率的な維持管理方法を確立し推進する。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>することによって橋梁の長寿命化を図り、維持管理費の縮減や効率的な維持管理方法を確立していく必要がある。</p>	

③ 災害に強いまちづくりの推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○電線類地中化の推進                      災害時の安全確保および電力供給のため、国土交通省により国道 139 号沿いの一部に計画があり、電線類の地中化は一部国道において計画・実施中である。                      しかし、集落内では対応できる広さの道がないことや費用対効果の面から実施が難しい。</p> <p>○空き家対策の推進                      「鳴沢村空き家等対策計画」に基づき、所有者による適切な管理を促進している。                      「鳴沢村空き家等対策計画」では災害時の対応は明記されていないが、災害時に空き家の倒壊や火災が懸念され、隣地への被害や道路交通上の支障をきたす危険性も考えられるため、検討・対策が必要である。</p>	<p>○電線類地中化の推進                      集落内は道路狭隘等で実現は困難なものの、国土交通省が国道 139 号沿いの一部で地中化を計画するなど国道の一部で順次計画および実施する。                      また緊急路確保のために村内業者と協力体制を構築する。</p> <p>○空き家対策の推進                      「鳴沢村空き家等対策計画」に基づき、倒壊が懸念される住宅について指導・勧告等の実施を検討する。併せて、空き家対策総合支援事業を活用した空き家対策を検討するとともに、空き家バンクによる空き家の利活用を図り、空き家解消を推進する。</p>

④ 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害時に備えた民間企業との協定締結推進                      災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っているが、被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定は締結されていない。                      引き続き、民間企業との連携強化を図る必要があるが、協定締結の主体が防災担当のみとなっており、連携先が多岐にわたるため、進んでいない。</p> <p>○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施                      道の駅や体育施設などの利用者の特定が難しく、多数が集まる施設で避難訓練の実施が特に必要だができていないため、検討・対策が必要である。</p>	<p>○災害時に備えた民間企業との協定締結推進                      被害が広域に及んだ場合に必要となる避難・輸送の支援協定の締結を重点的に進めるとともに、防災担当に限らず所管課が主体的に関与する体制を構築する。                      また、民間企業との役割分担や連携内容を整理し、多様な分野との協定締結を計画的に推進することで、災害対応力の強化を図る。</p> <p>○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施                      道の駅や体育施設など不特定多数が利用する施設において、管理者と連携した避難訓練の実施等の検討をする。</p>

⑤ 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○防災訓練の実施                      防災の日にあわせて行政主導による防災訓練を実施している。訓練を通じて応急対応の検証と見直しを行う必要がある。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持</p>	<p>○防災訓練の実施                      訓練を行っている施設については、今後も継続するとともに、訓練を行っていない施設では避難訓練等の実施を検討する。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>現在の自主防災組織は組加入者のみで構成されている。組の構成員は住居地域でまとまっておらず、分家等で広範囲に点在しているケースもある。なお、村の約 15% の組未加入者は自主防災組織に属していない。近隣で助け合える共助に基づいた自主防災組織として自治会のあり方について検討する必要がある。</p> <p>○ハザードマップの作成 土砂災害ハザードマップを更新し、火山噴火のハザードマップと併せて、令和 6 年 3 月に作成した「鳴沢村総合防災マニュアル」の全戸配布を行った。県が土砂災害警戒区域等の見直しを行う際は、村のハザードマップを合わせて更新する必要がある。</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 地域全体の防災力強化を目的として、県と村が共同で、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するため、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を開催し、防災士の資格取得を促進している。 また、県が主催する避難所開設訓練等の研修に派遣し、自主防災組織の人材育成を行っている。 今後、防災士有資格者を増員し、防災士を中心とした地域全体の防災力を強化することが必要である。</p> <p>○「地区防災計画」等の作成の推進 自主防災組織と連携して「地区防災計画」の作成を推進していく必要がある。</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 小学校では、児童生徒を安全に避難させるため引き渡し訓練や避難訓練を実施している。 体育施設では、管理人が年 1 回消火訓練を実施しているが、総合センターや大田和公民館では、子どもを含めた訓練は実施していない。</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員および子どもたちも含め、意識向上に努め不測の事態に対応できるように備えている。</p>	<p>組加入の有無にかかわらず、近隣住民が相互に助け合える、共助に基づいた自主防災組織の在り方を検討する。未加入者を含めた地域全体での参加促進を図り、持続可能で実効性のある自主防災体制の充実・強化に取り組む。</p> <p>○ハザードマップの更新 土砂災害警戒区域等の見直し状況を的確に把握し、変更内容に応じて村の土砂災害ハザードマップを随時更新する。</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 県と連携した防災人材育成の取組を継続し、防災士資格の取得促進や各種訓練への積極的な参加を通じて、防災士有資格者の増員など、防災に関する知識・技能を有する人材の裾野を広げ、地域全体の防災力強化を図る。</p> <p>○「地区防災計画」等の更新作成 自主防災組織との連携を一層強化し、地域の実情や課題を踏まえながら、「地区防災計画」等の作成を推進するとともに、継続的な見直しと実効性の向上を図る。</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 小学校における引き渡し訓練や避難訓練の継続的な実施するとともに、社会教育施設（総合センター・大田和公民館）は、防災の日の防災訓練の際に、住民の方に避難所を利用した訓練を行うよう検討する。 また、施設を利用する子どもたちへは、防災意識向上のための啓発活動の実施を検討する。</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 大規模震災を想定した地域住民も含めた合同避難訓練を実施する。 また、引き渡し訓練において、実際の被災時を想定し小中学校との合同訓練を実施する。</p>

⑥ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○災害時における応急仮設住宅の建設および民間賃貸	○災害時における応急仮設住宅の建設および民間賃貸

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築の推進</p> <p>民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅については、民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築ができておらず、県の実施要領に従って実施することとなっている。</p> <p>今後は、事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要がある</p>	<p>貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築の推進</p> <p>民間賃貸住宅借り上げ型応急仮設住宅の円滑な供給に向け、県の実施要領に基づき、事務処理手順や県との連絡体制を確認・整理し、災害時に迅速に対応できる体制を構築する。</p>

個別政策分野・横断的分野

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
1-1) ①	○	○	○										○		○	○	
1-1) ②	○	○					○	○		○			○		○	○	○
1-1) ③	○	○		○				○			○					○	
1-1) ④	○						○	○					○	○	○		
1-1) ⑤	○									○			○	○	○		○
1-1) ⑥	○	○						○		○			○	○			

## 1-2) 住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死者の発生

### ① 地域防災計画等の作成・修正

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正</p> <p>防災関係法令の改正等を反映させるため随時、地域防災計画の修正を行っているものの、計画内で整合性が取れておらず、実際の運用に問題が生じる内容が修正されていない。また、自主防災組織と連携して「地区防災計画」等の作成を推進していく必要がある</p>	<p>○防災関係法令の改正等に基づく地域防災計画の修正</p> <p>防災関係法令の改正を反映するとともに、地域防災計画全体の整合性点検を行い、実効性の高い内容へ修正する。また、自主防災組織と連携し、策定支援業務委託を活用して「地区防災計画」等の作成・充実を計画的に推進する。</p>

### ② 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲</p> <p>○災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲</p> <p>○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲</p>	<p>◎防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲</p> <p>○災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲</p> <p>○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲</p>

### ③ 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○ハザードマップの作成 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p>	<p>◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○ハザードマップの更新 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p>

### ④ 庁舎等の耐震化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設</p> <p>現庁舎は、平成 10 年度に庁舎耐震補強および改修工事が実施済みであり、耐震安全性分類Ⅱ類の安全性が確保されている。しかしながら、災害時等の防災拠点となる庁舎に必要なとされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性は満たしていない。</p> <p>また、鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は、50 年という指針が示されていることから、現本庁舎は既に耐用年数を超えている。</p>	<p>○災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設</p> <p>災害時の防災拠点として求められる耐震安全性分類Ⅰ類を確保するため、「鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、令和 11 年度の新庁舎供用開始に向けて建設に取り組んでいく。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
令和6年10月に「鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画」を改訂し、災害発生時の防災拠点としての機能を担う重要な施設として新庁舎建設に取り組んでおり、庁舎建設にかかるロードマップを作成した。	

⑤ インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>1-1) ② 再掲</p> <p>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</p> <p>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進</p> <p>1-1) ② 再掲</p>	<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>1-1) ② 再掲</p> <p>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</p> <p>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進</p> <p>1-1) ② 再掲</p>

⑥ 建築物等の耐震対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎建築物等の耐震対策の推進 1-1) ① 再掲</p> <p>○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）1-1) ① 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ① 再掲</p>	<p>◎建築物等の耐震対策の推進 1-1) ① 再掲</p> <p>○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）1-1) ① 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ① 再掲</p>

⑦ 災害に強いまちづくりの推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎災害に強いまちづくりの推進 1-1) ③ 再掲</p> <p>○電線類地中化の推進 1-1) ③ 再掲</p> <p>○空き家対策の推進 1-1) ③ 再掲</p>	<p>◎災害に強いまちづくりの推進 1-1) ③ 再掲</p> <p>○電線類地中化の推進 1-1) ③ 再掲</p> <p>○空き家対策の推進 1-1) ③ 再掲</p>

⑧ 災害時要援護者等の支援体制の充実

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○「要配慮者支援マニュアル」等の策定</p> <p>「要配慮者支援マニュアル」が未策定であるため、策定する必要がある。また、要配慮者の移送等について、具体的に検討する必要がある。</p> <p>○避難行動要支援者台帳の作成</p> <p>災害時に備え、避難行動要支援者をまとめたリストを作成しているが、「個別避難計画」の作成を見据え、リストの見直しを行う必要がある。</p> <p>○障害者に対する情報支援体制の構築</p> <p>災害時要支援者名簿への登録を行っているが、災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、高齢者・障害者の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。</p>	<p>○「要配慮者支援マニュアル」等の策定</p> <p>「要配慮者支援マニュアル」の策定と要配慮者の移送等についての具体案を検討する。</p> <p>○避難行動要支援者台帳の作成</p> <p>災害時に備え、避難行動要支援者をまとめたリストの随時更新および「個別避難計画」を作成する。</p> <p>○障害者に対する情報支援体制の構築</p> <p>災害時要支援者名簿に登録されている高齢者・障害者への支援体制を構築する。あわせて、平時から支援方法や役割分担を整理し、災害時に確実な情報提供と支援が行える体制づくりを進める。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
1-2) ①	○												○	○	○		
1-2) ②	○						○	○					○	○	○		
1-2) ③	○									○			○	○	○		○
1-2) ④	○												○			○	
1-2) ⑤	○	○					○	○		○			○		○	○	○
1-2) ⑥	○	○	○										○		○	○	
1-2) ⑦	○	○		○				○			○					○	
1-2) ⑧			○										○		○		

1-3) 豪雨などによる突発的な集落などの浸水による被害の発生

① 浸水被害等を防止する排水施設の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新</p> <p>内水対策として村内には排水施設があり、日常的な施設点検整備を実施するとともに、洪水時には適切な対応を行っている。</p> <p>今後、耐用年数を過ぎた施設の計画的な更新をしていく必要がある。また、近年、台風の大型化や局地的な豪雨に伴い、既存の排水設備の雨水排水能力を超えている場合もあることから、さらなる対策の検討が必要である。</p>	<p>○耐用年数を過ぎた村内排水施設の更新</p> <p>耐用年数を超過した村内の施設について、計画的な更新を進めるとともに、排水設備の雨水排水能力の確保・維持に取り組む。</p> <p>また、県と連携し、堰堤を再整備するなど豪雨による土砂災害の防止を図る。</p>

② 福祉避難所等の運営体制の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定</p> <p>災害時要介護者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性を高める取組を進めているが、現状は進んでいない。</p>	<p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上</p> <p>村内の福祉施設と締結している災害時要介護者の福祉避難所の受け入れに関する協定の実効性の向上を図る。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定 「福祉避難所運営マニュアル」は未策定であるが、令和7年度実施の防災訓練において福祉避難所を開設し、参加者の意見を聴取する等実際の訓練を通して、必要な備品・設備や配置などを確認した。</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携・協力する中、定期的に防災訓練を実施するなど、各種訓練を行っている。 今後も、地域との連携を強化し、訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p>	<p>る。</p> <p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定 防災訓練の実施結果や参加者の意見を踏まえ、福祉避難所の運営に必要な備品・設備や人員配置・役割分担等を整理し、「福祉避難所運営マニュアル」を避難所ごとに策定を進める。</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 社会福祉協議会や関係機関、地域住民との連携を一層強化し、災害時要配慮者の避難誘導や福祉避難所の開設を想定した訓練を継続的に実施することで、実効性の高い支援体制の構築と訓練の充実に図る。</p>

③ 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 「土地改良施設等インフラ長寿命化計画」を作成し、農業用水利施設等の長寿命化に取り組んでいる。 また、担い手への農地集積、集約化や生産性向上、農家経営の安定化の推進に努めている。 さらに、施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に実施するストックマネジメントサイクルを確立するとともに、その実行に必要な人材および体制と予算を確保していく必要がある。 加えて、大規模な災害が発生した際においても、営農活動が継続できるような体制整備に努める必要がある。</p>	<p>○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 「土地改良施設等インフラ長寿命化計画」に基づき、農業用水利施設等の計画的な点検・診断、補修・更新を継続するとともに、担い手への農地集積や生産性向上を支援する。 あわせて、ストックマネジメントサイクルを着実に実行するための人材・体制・予算を確保し、大規模な災害発生時にも営農活動が継続される体制整備を推進する。</p>

④ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 県とは、山梨県総合防災情報システムを利用して被災情報等の情報収集および情報共有を行っているが、災害対応時には現場情報とのタイムラグが生じている。</p>	<p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 山梨県総合防災情報システムを活用した現場の情報を迅速かつ正確に伝える体制の構築を県に要望するとともに、災害対応時における情報の即時性・正確性の向上を図ることで、応急対策業務の実効性を高める。</p>

⑤ 水防対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○水防用資材の備蓄の推進 水防用資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等があり、役場倉庫内に備蓄している。 今後も、堰堤決壊等の事態も想定し、必要な資材を</p>	<p>○水防用資材の備蓄の推進 堰堤決壊等の事態も想定し、水防用資材の内容・数量を適切に見直しながら、必要な資材の計画的な備蓄を継続するとともに、災害時に迅速に使用できるよう保管</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>備蓄していく必要がある。</p> <p>○水防施設の適切な維持管理 水害を防止するため、浸透枵および排水池の状況を把握し、機能保全のため適切な維持管理を実施している。</p> <p>今後も、水害防止のため、引き続き水防施設の適切な維持管理を行っていく必要がある。</p>	<p>体制や管理方法の充実を図る。</p> <p>○水防施設の適切な維持管理 水害防止のための水防施設の適切な維持管理をする。</p> <p>豪雨等による新たな水害に対応するため、水防施設の機能強化等の検討や整備を進める。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
1-3) ①								○	○	○						○	
1-3) ②			○										○	○	○		○
1-3) ③								○	○				○		○		
1-3) ④	○												○	○			
1-3) ⑤	○						○	○					○				○

1-4) 大規模な土砂災害による多数の死者の発生

① 土砂災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。</p> <p>治山工事などが必要な箇所について、県に対して引き続き要望するとともに、小規模な治山工事については村で実施するか検討する必要がある。</p> <p>入りの棚については新たな堰堤の整備を進めている。</p> <p>○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 土砂災害を未然に防ぎ、民家や地域防災計画に位置づけられた避難所・避難路等を保全するため、県で砂防施設の整備を実施している。</p> <p>今後、必要な箇所については引き続き、国・県へ要望</p>	<p>○治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を継続し、危険箇所の把握と情報共有を図るとともに必要な治山工事などについて県へ整備の要望をする。</p> <p>あわせて、小規模な治山工事は村主体での実施も検討し、堰堤整備等により土砂災害対策を着実に推進する。</p> <p>○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 土砂災害の未然防止と民家や避難所・避難路の安全確保を図るため、県の砂防施設整備と連携しつつ、今後も必要性の高い箇所について、国・県に対し継続的に整備要望をする。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
していく必要がある。	

② 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ○災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲	◎防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ○災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ○不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲

③ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲	◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲

④ 森林の公益的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○森林の適正管理 森林経営管理制度の活用により、森林環境譲与税を財源として、人工林の適切な施業管理のための事業を行っている。 引き続き、荒廃した森林の整備を進めるとともに、必要に応じて森林被害の防止対策を講じることで、森林の適正な管理を図る必要がある。	○森林の適正管理 森林経営管理制度を活用し、森林の適正な整備と保全を継続的に推進する。あわせて、荒廃した森林の再生や被害発生未然防止に向けた対策を講じ、森林の維持・向上を図る。

⑤ 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲	◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲

⑥ 農業・農村の多面的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○荒廃農地解消対策の推進 農業委員会と連携し荒廃農地解消に向けた取組を行っているがまだ十分ではない。 引き続き、農地利用状況調査の電子化やインターネットによる貸付可能農地の公表などを通じ、引き続き荒廃農地の解消に向けた取組強化をしていく必要がある。	○荒廃農地解消対策の推進 農業委員会と連携した荒廃農地の把握を行い、農地中間管理機構を通じて荒廃農地の解消に向けた取組への荒廃農地の貸付を行える体制を整備していく。

### 1-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

#### ⑦ 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○治山事業による土砂災害対策の推進 土砂災害を防止するため、入りの棚地区の堰堤整備を実施している。引き続き防災体制の充実・強化は必要である。	○治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による防災体制を充実させ、「山地災害防止パトロール」を強化、危険箇所の確認と県へ災害対策を迅速に要望し、土砂災害の未然防止を図っていく。

#### ⑧ 土砂災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。 治山工事などが必要な箇所について、県に対して引き続き要望するとともに、小規模な治山工事については村で実施するか検討する必要がある。 入りの棚については新たな堰堤の整備を進めている。	○治山事業による土砂災害対策の推進 県と担当職員による「山地災害防止パトロール」を継続し、危険箇所の把握と情報共有を図るとともに必要な治山工事などについて県へ整備の要望をする。 あわせて、小規模な治山工事は村主体での実施も検討し、堰堤整備等により土砂災害対策を着実に推進する。
○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 土砂災害を未然に防ぎ、民家や地域防災計画に位置づけられた避難所・避難路等を保全するため、県で砂防施設の整備を実施している。 今後、必要な箇所については引き続き、国・県へ要望していく必要がある。	○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 土砂災害の未然防止と民家や避難所・避難路の安全確保を図るため、県の砂防施設整備と連携しつつ、今後も必要性の高い箇所について、国・県に対し継続的に整備要望をする。

#### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化対策	デジタル活用
1-4) ①								○	○							○	
1-4) ②					○	○					○	○	○				
1-4) ③											○	○					
1-4) ④					○			○		○							
1-4) ⑤						○	○				○	○					

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
1-4) ⑥					○			○							○		
1-4) ⑦								○			○	○					
1-4) ⑧								○	○						○		

### 1-5) 富士山火山噴火による多数の死者数の発生

#### ① 富士山火山防災の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○「富士山火山避難基本計画」の改訂                      富士山火山防災協議会は、平成 29 年 3 月に広域避難について記載した「富士山火山広域避難計画」を策定し、令和 5 年 3 月に垂直避難に計画内容を改訂した。それを受け、「鳴沢村富士山火山避難計画」を見直す必要がある。</p> <p>○富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進                      「鳴沢村地域防災計画」において、情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要がある、不特定かつ多数の者が利用する火山災害警戒地域内の 22 施設を、富士山火山避難促進施設として指定した（令和 2 年 6 月）。                      これらの施設は「避難確保計画」を策定し、避難訓練を実施する必要があるが、その後改訂がされておらず、施設の修正が行われていないことから、計画の見直しと訓練の実施が必要である。</p> <p>○富士山国直轄火山砂防事業の推進                      富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策について、国へ継続的に要望をしている。</p> <p>○広域避難を目的とした支援協定の締結                      協定締結市町村等との相互応援協定の内容を適宜見直し、より実効性の高い協定となるよう充実を図る必要がある。                      あわせて、食料品・日用品の流通や備蓄を目的とした</p>	<p>○「富士山火山広域避難計画」の改訂                      「富士山火山広域避難計画」改訂に合わせた「鳴沢村富士山火山避難計画」の見直し・改訂を進め、実効性の高い避難体制を整備する。</p> <p>○富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進                      富士山火山避難促進施設として指定された施設は、「避難確保計画」の策定を進めるとともに、施設管理者と連携し、実効性を高めるための避難訓練を実施する。</p> <p>○富士山国直轄火山砂防事業の推進                      富士山噴火に伴う減災対策砂防事業を国直轄事業で実施しているが、火山噴火や降雨に対応した土砂災害対策について国への要望を継続して行う。</p> <p>○広域避難を目的とした支援協定の締結推進                      広域避難を円滑に実施するため、既存の相互応援協定の内容を適宜見直し、より実効性の高い協定となるよう充実を図るとともに、食料品・日用品の流通や備蓄を目的とした新たな協定の締結を推進する。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>新たな協定の締結についても、推進する必要がある。</p> <p>○富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化                      富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充を国へ要望していく必要がある。</p>	<p>○富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化                      富士山噴火に伴う土砂災害に備えるため、火山噴火緊急減災対策砂防計画を推進するとともに、山梨県側の事業拠点（富士山北麓火山防災ステーション）体制拡充について、国への要望を行う。</p>

## ② 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○広域応援協定の整備                      各県の市町村と応援協定は締結しているものの、近傍市町村が同時に被災し、被害が広域におよんだ場合は、現行の協定内容のみでは十分とは言えない状況にある。                      このため、南海トラフ地震対策等の大規模災害も視野に入れた、応援協定を引き続き締結していく必要がある。</p>	<p>○広域応援協定の整備                      近傍の市町村に被害が広域に及んだ場合を想定し、南海トラフ地震対策も視野に入れた応援協定の見直しおよび新たな協定締結を推進する。</p>

## ③ 防災・災害情報提供体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備                      県等と連携し、外国人旅行者に対する防災・災害情報を適切に提供する体制の整備が必要である。                      その際、語学に関するボランティアの活用についても検討する必要がある。</p> <p>○被災者に対する防災・災害情報提供                      観光施設に対しては、データ・紙媒体で情報提供をしている。また SNS（X・Instagram）を活用した発信も行っているがまだ不十分である。                      今後は、災害時における観光施設の連絡先を把握するため、情報提供シートを作成する必要がある。あわせて、情報提供手段や多言語対応（窓口・HP・SNS 等）についても、検討する必要がある。</p>	<p>○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備                      県等と連携した外国人旅行者に対して防災・災害情報を提供する体制を整備する。                      あわせて、語学に関するボランティアの活用についても検討する。</p> <p>○被災者に対する防災・災害情報提供                      災害時の観光施設の連絡体制を強化するため、連絡先の把握と情報提供シートの作成を進める。また、情報提供手段の多様化に向け、災害に特化した HP への切り替えや、多言語対応（窓口・HP・SNS 等）について検討する。</p>

## ④ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備                      山間地の集落を連結する林道は整備されているものの、道路の劣化等により改良整備が必要である。そのため、引き続き林道の巡回点検を実施し必要な対策を講</p>	<p>○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備                      山間地の集落を連結する林道について、劣化箇所に対応した改良整備を実施するとともに、巡回点検を継続して行う。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>じていく必要がある。</p> <p>○農道の維持管理 整備された農道については、引き続き効率的に維持管理していくことが必要である。また、農道の状況把握のため、巡回点検を継続して実施している。</p> <p>○緊急輸送路となる幹線道路の整備 村内の緊急輸送路は国道 139 号のみであり、国道 139 号が被災した際の代替道路が確保されていない。このため、代替輸送路の整備に向けた国および山梨県へ要望活動を継続している。</p> <p>○幹線街路網の整備の推進 広域的な避難路を確保するため、国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。 令和 7 年度には、国道隣接の村道について、災害時に村内土木事業者が緊急的に道路開放を行えるよう依頼し、体制の整備を進めた。</p> <p>○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 避難路が国道 139 号に限られるため、広域避難を円滑に移動できるような、富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備が必要である。また、噴火時の避難時間を確保するための火山対策工事を引き続き国へ要望する必要がある。</p> <p>○道路防災危険箇所等の解消 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所について、防災点検を実施し、必要な対策を講ずる必要がある。危険箇所の巡回点検は継続して実施している。</p> <p>○林道の維持管理 整備された林道について、引き続き効率的に維持管理していくことが必要である。 また、林道の状況把握のため、巡回点検を継続して実施している。</p>	<p>○農道の維持管理 農道の効率的な維持管理を図るため、農道の状況把握に向けた巡回点検を継続して実施する。</p> <p>○緊急輸送路となる幹線道路の整備 村内で唯一指定されている国道 139 号が被災した場合に備え、代替輸送路の整備に向け、国および山梨県へ引き続き要望活動を行う。</p> <p>○幹線街路網の整備の推進 広域的な避難路である国道、県道を軸とした幹線道路網の機能維持を図るとともに、災害時における村道の緊急開放体制について、関係事業者との連携を継続的に強化していく。</p> <p>○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 避難路が国道 139 号に限られているため、広域避難の際に円滑に移動できるような、富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備が必要である。また、噴火時の避難時間を確保するため、火山対策工事を引き続き国へ要望を行う。</p> <p>○道路防災危険箇所等の解消 道路区域外からの土砂等の流入などの危険箇所についての防災点検を実施し、必要な対策を実施する。</p> <p>○林道の維持管理 林道の効率的な維持管理と林道の状況把握のため、巡回点検を継続して実施する。</p>

⑤ 降灰対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制づくりが必要である。</p> <p>○富士山噴火に伴う降灰からの農地および森林の保全</p>	<p>○富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通等の確保を図る体制を構築する。</p> <p>○富士山噴火に伴う降灰からの農地および森林の保全</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農業者経営再建対策が必要である。</p> <p>あわせて、大規模な自然災害に備え、引き続き、関連制度の在り方を含めた検討を継続する必要がある。また、有事の際に備え、民間事業者と協力体制を確認している</p>	<p>災害発生後、迅速かつ効率的に経営の再建が図られるよう、農業者に対する必要な経営再建対策を検討する。</p> <p>あわせて、有事の際に円滑に対応できるように、民間事業者と協力体制を構築していく。</p>

⑥ 噴火に備えた事前対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○防災関連施設・地域防災力等の把握</p> <p>被害が想定される地域およびその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努めている。</p> <p>しかし、地域防災計画で定める主要項目のうち、自主防災組織の状況、輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域、火山災害時における避難所の状況、避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況、医療施設、社会福祉施設の所在地および職員数、入院、入所、通所者数等の状況、広域防災拠点、ヘリポート、災害対策本部設置予定場所・施設の状況、備蓄倉庫に関する情報が未整理であり、整備が必要である。</p> <p>○火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>災害に強い地域体制の充実や広域的な地域防災力の向上、並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、火山防災知識、富士山に関する基礎知識の普及・教育の実施に努めている。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、普及・教育の実施に努めることが必要である。</p> <p>○火山観測・監視体制の整備</p> <p>火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁および関係機関が実施する火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど、観測・監視体制が必要である。</p> <p>○異常現象発見の通報・伝達</p> <p>「地域防災計画」に情報伝達系統が定められており、これに基づき異常現象の通報・伝達体制の確保に努めているが不十分である。</p> <p>○関係機関との連携体制の整備</p> <p>必要に応じて、富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会および防災関係機関と連携し、富士山に関する防災情報および対策の状況等について情報共有を行っている。</p>	<p>○防災関連施設・地域防災力等の把握</p> <p>防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域およびその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備をするとともに、関係部局と連携し、防災対策を円滑に実施できる体制を構築する。</p> <p>○火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>火山に対する一般的知識や安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識の普及・教育の実施および教育を継続的に実施する。</p> <p>○火山観測・監視体制の整備</p> <p>県、気象庁および関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する観測・監視体制を整備する。</p> <p>○異常現象発見の通報・伝達</p> <p>「地域防災計画」に示された情報伝達系統に則った通報・伝達を適切に実施する体制を整備する。</p> <p>○関係機関との連携体制の整備</p> <p>富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会および防災関係機関と、富士山に関する防災情報および対策の状況等の情報共有を推進する。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○防災訓練の実施</p> <p>これまで広域避難訓練を実施してきたが、富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの、複数の災害を想定した訓練内容の充実が必要である。</p> <p>総合防災訓練、広域市町村合同訓練、住民（自主防災組織）における避難訓練、事業所・施設における避難・災害対応訓練、車両等を使用した避難訓練、噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練など、多様な防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る必要がある。</p> <p>なお、現在は広域避難ではなく、垂直避難となったが、訓練は実施していない。噴火警戒レベルに応じて避難対象エリアの避難行動要支援者・一般住民が立ち退き避難となるが、訓練体制の整備が必要である。</p>	<p>○防災訓練の実施</p> <p>富士山噴火の特性や垂直避難への見直しを踏まえ、地震・風水害等を含む複合災害を想定した総合防災訓練を実施する。</p> <p>噴火警戒レベルに応じた避難行動要支援者・住民の立ち退き避難訓練、情報伝達訓練、事業所訓練等を体系的に整備し、実効性の向上を図る。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
1-5) ①	○												○		○		
1-5) ②	○												○				
1-5) ③	○					○							○	○	○		○
1-5) ④	○							○	○	○			○		○		
1-5) ⑤	○							○	○	○			○		○		
1-5) ⑥	○							○	○	○			○	○	○		

1-6) 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

① 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○異常現象発見の通報・伝達</p> <p>地域防災計画に情報伝達システムが示されているものの、噴火口の早期特定と避難行動につなげるためには、噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練が必要である。</p>	<p>○異常現象発見の通報・伝達</p> <p>地域防災計画に基づく情報伝達システムを再確認するとともに、噴火警報・火山情報等の迅速な共有と避難行動につなげるため、職員および村内事業所を含めた情報</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>現在、富士山火山防災協議会内で村担当者は参加しているが、他の職員や村内事業所との情報伝達訓練は実施していない。</p> <p>○関係機関との連携体制の整備 必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会および防災関係機関と、富士山に関する防災情報および対策の状況等について情報共有を行っている。</p>	<p>伝達訓練を実施する。</p> <p>○関係機関との連携体制の整備 引き続き、必要に応じて富士山の火山災害に関係する富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会および防災関係機関との富士山に関する防災情報および対策の状況等についての情報共有を行う。</p>

## ② 土砂災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲</p> <p>○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲</p>	<p>◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲</p> <p>○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲</p>

### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
1-6) ①	○	○						○		○			○	○			
1-6) ②	○									○	○						○

## 1-7) 豪雪などに伴う多数の死傷者の発生

### ① 災害時保健医療体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○透析患者の支援体制の整備 透析患者支援体制整備事業により、富士東部保健福祉事務所が透析患者名簿を作成しており、富士東部保健福祉事務所と名簿の共有を通じて患者の把握はできている。 透析患者は災害時要配慮者であることから、患者の状況に合わせた個別避難計画の策定が必要である。しかし、災害時における医療機関との調整を含む具体的な計画策定については、現時点で進捗がみられない状況で</p>	<p>○透析患者の支援体制の整備 富士東部保健福祉事務所と連携し、透析患者名簿を活用した個別避難計画の策定を推進するとともに、災害時における受入医療機関との連絡・調整体制を整備する。患者の状況に応じた実効性のある支援体制の構築を図る。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
ある。	

② 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲	◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲

③ 緊急物資や燃料の確保

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○緊急物資の調達（調達の協定） 災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。 これまでに食料品・飲料水・燃料（LP ガスや石油燃料等）の供給協定を締結している。 しかし、過去の協定の中には、締結以来連絡先の更新・確認が行われておらず、実効性の確保が課題となっている。</p> <p>○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 他市町村等から搬送される救援物資、又は調達した物資は、救援物資集積予定施設である鳴沢村屋内テニスコート場で受け入れる。一方で、救助物資集積施設にフォークリフト等の重機がないことやトラックの出入りの難しさが課題だが、改善に着手できていない。</p> <p>○緊急物資の管理 災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、令和2年4月1日から国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」が運用を開始している。 しかし、同システムを各物流拠点で操作できる環境が整っていないことから、そのための環境整備が必要となるが、現時点で着手できていない。</p> <p>○災害時における燃料確保の推進 災害発生時の燃料確保については、山梨県がLPガス協会山梨県石油協同組合との協定を締結している。ガソリン等については停電時においても供給体制の整っている村内ガソリンスタンドから調達することとなっている。</p>	<p>○緊急物資の調達（調達の協定推進） 既存協定の内容や連絡先の定期的な更新・確認を実施し、災害発生時の緊急物資の調達の実効性を高めるとともに、必要に応じて新たな協定の締結を推進し、調達体制の強化に努める。</p> <p>○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 救援物資の搬送・受け入れ体制を強化するため、民間事業所が保有する施設・重機の活用や動線の見直しを検討するとともに、トラックの円滑な出入りが可能となるよう施設環境の改善など、必要に応じた業務委託の実施について検討する。</p> <p>○緊急物資の管理 「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう、各物流拠点で操作できる環境整備を進めるとともに、操作研修の実施等により運用体制の強化を図る。</p> <p>○災害時における燃料確保の推進 災害時における燃料の安定的な確保を図るため、山梨県が締結しているLPガス協会および山梨県石油協同組合との協定を有効に活用し、広域的な燃料供給体制との連携を構築する。 あわせて、停電時においても燃料供給が可能な村内のガソリンスタンドを重要な供給拠点として位置付け、災害発生時に円滑に燃料を調達できる体制を維持・強化する。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○燃料供給ルートの確保</p> <p>災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。しかし、現時点では村道の指定・整備ができていない。</p>	<p>○燃料供給ルートの確保</p> <p>広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とを結ぶ道路について、緊急輸送道路としての指定および整備を進め、燃料供給ルートの確保を図る。</p>

④ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○主要幹線道路等の除排雪計画の策定</p> <p>国、県と連携した除排雪計画の他、村内の除排雪作業が可能な業者の実態を踏まえた計画を策定する必要があるため、策定に向けた検討を進めている。</p>	<p>○主要幹線道路等の除排雪計画の策定</p> <p>主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画の策定を検討する。あわせて、村内の除排雪作業が可能な業者の実態を踏まえた計画策定を検討する。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
1-7) ①			○										○		○		
1-7) ②	○												○	○			
1-7) ③	○						○	○							○		
1-7) ④	○							○		○					○		

重要業績指標 (KPI)

番号	重要業績指標 (KPI)	担当課	現状 (R7)	目標 (R12)
1-1) ②	・水道の耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進	振興課	-	-
1-1) ④	・民間企業との避難・輸送の協定締結件数	総務課	1件	2件
1-1) ④	・民間企業との避難・輸送の協定締結件数	企画課	1件	2件
1-1) ④	・不特定多数が集まる施設の避難訓練実施回数	総務課	0回	1回
1-1) ④	・不特定多数が集まる施設の避難訓練実施回数	企画課	1回	1回
1-1) ④	・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施	教育委員会	1回	2回
1-1) ⑤	・防災訓練の実施回数	総務課	1回	1回
1-1) ⑤	・防災訓練の実施回数	住民課	1回	1回

番号	重要業績指標 (KPI)	担当課	現状 (R7)	目標 (R12)
1-1) ⑤	・児童の引き渡し訓練および避難訓練実施回数 (年)	教育委員会	2回	4回
1-1) ⑤	・児童の引き渡し訓練および避難訓練実施回数 (年)	住民課	3回	3回
1-1) ⑤	・防災士の資格取得者数	総務課	11人	21人
1-2) ④	・防災拠点機能を持つ新庁舎の建設	総務課	-	-
1-2) ⑧	・避難行動要支援者台帳更新頻度	福祉保健課	2~3年に1度	1年更新
1-2) ⑧	・避難行動要支援者の個別計画作成率	福祉保健課	100%	100%
1-3) ②	・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上	福祉保健課	1件	3件
1-3) ②	・福祉避難所運営マニュアルの策定	福祉保健課	1箇所	1箇所
1-3) ②	・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施	福祉保健課	1回	1回
1-5) ①	・ハザードマップ改訂に合わせた富士山火山避難計画の見直し ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の促進と訓練の実施 ・富士山国直轄火山砂防事業の推進を国へ要望継続 ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化を国へ要望継続	総務課 振興課	-	-
1-7) ①	・透析患者名簿を活用した個別避難計画の策定	福祉保健課	0件	7件
1-7) ①	・災害時における受入医療機関との連絡・調整体制の整備	福祉保健課	-	-
1-7) ③	緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 ・民間事業所の施設や重機の使用、業務委託についての体制構築 燃料供給ルートの確保 ・広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の災害拠点とを結ぶ緊急輸送道路の確保	総務課 振興課	-	-

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1) 警察、消防などの被災等による救助・救急活動などの絶対的不足

#### ① 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○消防組織の充実・強化</p> <p>消防相互応援協定に基づく訓練を年 1 回実施しているほか、消防団による自主防災組織への初期消火訓練を防災の日に実施している。</p> <p>引き続き、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実・強化を図る必要がある。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る必要がある。</p>	<p>○消防組織の充実・強化</p> <p>消防相互応援体制の実効性向上に向けた訓練の継続実施に加え、消防施設・設備の計画的な整備を進めるとともに、消防団員の確保・育成を図り、地域防災力の要としての機能強化を推進する。</p> <p>また、自主防災組織との連携を一層強化し、初期消火体制の充実を図ることで、火災の延焼防止に努める。</p>

#### ② 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○ヘリコプター訓練の実施</p> <p>山梨県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づく訓練を実施する必要がある。</p>	<p>○ヘリコプター訓練の実施</p> <p>山梨県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、ヘリコプターを活用した防災訓練を適切に実施する。</p>

#### ③ 消防力等の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○消防力等の充実・強化</p> <p>富士五湖消防本部が主催する普通救命講習の受講を周知している。</p> <p>また、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成を進める必要がある。</p>	<p>○消防力等の充実・強化</p> <p>普通救命講習の受講促進を継続するとともに、消防団員等を対象とした応急手当普及員の養成を計画的に進める。また、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等を対象に応急手当普及員の養成を推進する。</p>

#### ④ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲</p> <p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲</p>	<p>◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲</p> <p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲</p>

#### ⑤ 災害時の医療救護・搬送体制等の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○「大規模震災時医療救護マニュアル」の策定</p> <p>「地域防災計画」および「山梨県災害時保健師活動マニュアル」を基に、災害対策の打合せを行い、必要物品の整備や机上訓練等に取り組んでいる。</p>	<p>○「大規模災害時医療救護マニュアル」の策定</p> <p>村独自の「大規模震災時医療救護マニュアル」策定および「保健師活動マニュアル」策定に取り組む。</p> <p>また、災害時に医療救急活動が速やかに行えるよう、</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>今後は、山梨県大規模災害時医療マニュアルを基に、村独自のマニュアル策定に取り組んでいく必要があるが、現時点では未整備である。</p> <p>また、災害時に医療活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会と連携し、医療救護所設置に向けた検討が必要である。</p> <p>○防災ヘリポートの確保および整備の推進</p> <p>防災ヘリポートの設置については、福祉保健課で対応困難であるため、関係部署と連携しながら整備の在り方を検討していく必要がある。</p>	<p>救護所の設置、医師の確保等について、富士東部保健福祉事務所や医師会との連携を強化する。</p> <p>○防災ヘリポートの確保および整備の推進</p> <p>防災ヘリポートの設置については、関係部署と連携しながら総務課が中心となり整備の在り方の検討を進める。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
2-1) ①	○												○	○	○		
2-1) ②	○												○		○		
2-1) ③	○		○										○	○	○		
2-1) ④	○												○	○			
2-1) ⑤	○		○										○	○	○		

2-2) 医療施設および関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺または大幅な低下

① 福祉避難所等の運営体制の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲</p>	<p>◎福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 1-3) ② 再掲</p> <p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲</p>

② 災害時保健医療体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時保健医療体制の整備 1-7) ① 再掲 ○透析患者の支援体制の整備 1-7) ① 再掲	◎災害時保健医療体制の整備 1-7) ① 再掲 ○透析患者の支援体制の整備 1-7) ① 再掲

③ 建築物等の耐震対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎建築物等の耐震対策の推進 1-1) ① 再掲 ○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）1-1) ① 再掲 ○小学校等における防災対策の推進 1-1) ① 再掲	◎建築物等の耐震対策の推進 1-1) ① 再掲 ○建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）1-1) ① 再掲 ○小学校等における防災対策の推進 1-1) ① 再掲

④ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○救護所・避難所等の電源確保体制の整備 救護所・避難所等の電源確保として、太陽光蓄電池（1基）、非常用発電設備（3基）、可搬型ガソリン発電機（5台）を整備している。 今後は、あらゆる災害、天候、燃料供給状況等に対応できるように、多様なエネルギー確保手段を検討する必要がある。 また、村内1か所・近隣1か所のガソリンスタンドと燃料供給の協定を締結しているほか、山梨県LPガス協会富士五湖支部と協定を締結している。	○救護所・避難所等の電源確保体制の整備 太陽光蓄電池や非常用発電設備等の既存設備を適切に維持管理するとともに、災害種別や燃料供給状況に左右されない多様なエネルギー確保手段の導入を検討する。 あわせて、燃料供給協定の実効性を高め、救護所・避難所等の安定的な電源確保体制の強化の検討を図る。

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
2-2) ①			○										○	○	○		○
2-2) ②			○										○		○		
2-2) ③	○	○	○										○		○	○	
2-2) ④	○			○				○					○		○		○

## 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ① 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○避難所運営マニュアルの作成促進 令和3年8月に「鳴沢村避難所マニュアル(基本モデル)」は作成されているが、各避難所に対応した個別マニュアルは未整備である。 令和7年度に基本モデルを基に3施設のマニュアル案を作成し、試験的に防災訓練で避難所開設訓練を実施した。</p> <p>○避難所運営支援の受入体制の構築 大規模災害が発生した際、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた他自治体職員に避難所運営職員の支援を求める際の支援要請業務が明確になっていない。 令和5年3月に受援計画を作成しているものの、庁内での周知不足や施設・設備の不足などで実効性のある計画にはなっていない。また、その中に「受援シート」が作成されているが、内容が詰められていない。</p> <p>○学校における避難所運営体制の整備 避難生活が長期化した場合の学校での避難所運営マニュアルが未整備であることから、教職員の対応や教育現場の再開を明確にするため、学校避難所運営支援計画を村と学校が共同して作成する必要がある。</p> <p>○被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 「鳴沢村避難所マニュアル(基本モデル)」により、敷地内屋外でペット等動物を飼育している。しかし、近年は室内で飼う犬が増加している中で、災害時に屋外で飼育することに関して飼い主から反対の声が懸念されるため、運用方法について再検討が必要である。</p>	<p>○避難所運営マニュアルの作成促進 各施設に対応した個別避難所マニュアルを作成する。また、災害対応事例を反映させる定期的な見直し点検を実施する。</p> <p>○避難所運営支援の受入体制の構築 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援業務手順を明確化し、受援計画の内容を具体化するとともに、庁内周知の徹底を進める。 あわせて、大規模災害時に他自治体職員に支援を要請する際に活用する「受援シート」の内容を精査し充実させる。</p> <p>○学校における避難所運営体制の整備 避難生活の長期化に備え、教職員の役割分担や教育活動の再開手順を明確化するため、村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成を検討する。</p> <p>○被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 「鳴沢村避難所マニュアル(基本モデル)」では、敷地内屋外でペット等動物を飼育しているため、被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備を検討する。</p>

### ② インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 配水管布設替工事の際には主にポリエチレン管を使用しているが、ストックマネジメント実施計画に基づき、耐震性のある管路への更新を計画的に実施していく整備が必要である。 また、長寿命化を図るため随時必要に応じて修繕を行っているが、経年により老朽化が進んでいる。 あわせて、村で定める避難所を含む公共施設の建て</p>	<p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 ストックマネジメント実施計画に基づき耐震性のある管路への更新を計画的かつ段階的に実施する。また、長寿命化を図るため必要に応じて適切な水道の修繕を随時行っていく。 あわせて、村で定める避難所を含む公共施設の建て替え時期等(公共施設等管理総合計画)が不明確となっていることから、将来的な更新計画の整理を検討す</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>替え時期等（公共施設等管理総合計画）が不明確であり、将来的な更新計画の整理が課題である。</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施 基幹的水道施設の耐震化を推進するため、老朽化が進む施設から優先的に耐震診断を実施する必要がある。</p>	<p>る。</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施 基幹的水道施設の耐震化を推進するため、老朽化が進む施設から優先的に耐震診断を実施し、災害時の被害予測や必要な耐震化推進の方策について検討する。</p>

### ③ 災害時保健医療体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○医薬品等の備蓄・供給体制の整備 災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年度、医療品の期限等を確認し、必要に応じて随時入替を行っている。 また、住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄について継続的に啓発していく必要があることから、R6年度は減災ナースによる災害への備えの講演会を乳幼児の保護者を対象に実施した。</p> <p>○医療救護の広域応援体制の整備 広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を越えて医療機関等の稼働状況など、災害医療に関する情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を実施している。</p> <p>○「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づき、避難所における炊き出し献立集を作成中である。 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、災害関連死を防ぐ環境の整備も未整備である。</p>	<p>○医薬品等の備蓄・供給体制の整備 医療救護所における医薬品・医療器材の計画的な備蓄および更新管理を継続するとともに、体制の強化を図る。 あわせて、各家庭での常備薬備蓄の重要性について普及啓発を継続し、講演会等を通じて住民の防災意識向上を推進する。</p> <p>○医療救護の広域応援体制の整備 医師会、富士東部保健福祉事務所との連携強化や、医療救護所設置のための医師の確保に努める。 また、広域災害時において、圏域を越えて災害医療に関わる情報を収集・提供できる、継続的な訓練の実施を検討する。</p> <p>○「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づき、避難所における炊き出し献立集を作成する。 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき避難所における炊き出し献立集を作成するなど、災害関連死を防ぐ環境整備を推進する。</p>

### ④ 災害時防疫体制の構築

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害時における保健師活動マニュアルの活用 山梨県が定める「災害時における保健師活動マニュアル」を活用し、保健師による机上訓練を実施している。</p> <p>○感染症対策の推進 平常時より感染症の蔓延防止策として、定期予防接種率向上に努めている。 避難所で感染症罹患者が発生した際、生活区域を</p>	<p>○災害時における保健師活動マニュアルの活用 山梨県が定める「災害時における保健師活動マニュアル」を活用し、保健師全員による机上訓練を引き続き実施し、災害発生時に迅速に対応できる体制の構築に努める。</p> <p>○感染症対策の推進 平常時から感染症の蔓延防止に向け、定期予防接種率の向上に取り組むとともに、避難所において感染症対策が適切に実施できるよう、生活区域を分け、拡散防</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>分け、拡散防止に向けた対応が必要である。また、避難所で感染症対策が適切に実施できるよう、衛生用品の準備が必要である。</p> <p>保育所においては、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分けられず、分離することが困難な状況にある。このため、感染症罹患者の隔離については、施設ごとに考えるのか、村全体として隔離場所を集約するのか、今後検討する必要がある。</p>	<p>止に向けた対応の検討や、衛生用品の整備を行う。</p> <p>保育所においては、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分けられないため、感染症罹患者の隔離については、施設ごとに考えるのか、村全体として隔離場所を集約するのか、今後検討を進める。</p>

⑤ 福祉避難所等の運営体制の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲</p>	<p>◎福祉避難所等の運営体制の充実等</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 1-3) ② 再掲</p> <p>○「福祉避難所運営マニュアル」の策定</p> <p>1-3) ② 再掲</p> <p>○災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲</p>

⑥ 災害時要援護者等の支援体制の充実

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎災害時要援護者等の支援体制の充実</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○「要配慮者支援マニュアル」等の策定</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○避難行動要支援者台帳の作成 1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○障害者に対する情報支援体制の構築</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p>	<p>◎災害時要援護者等の支援体制の充実</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○「要配慮者支援マニュアル」等の策定</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○避難行動要支援者台帳の作成 1-2) ⑧ 再掲</p> <p>○障害者に対する情報支援体制の構築</p> <p>1-2) ⑧ 再掲</p>

⑦ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎災害時応急対策の推進 1-1) ⑥ 再掲</p> <p>○災害時における応急仮設住宅の建設および民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築の推進 1-1) ⑥ 再掲</p>	<p>◎災害時応急対策の推進 1-1) ⑥ 再掲</p> <p>○災害時における応急仮設住宅の建設および民間賃貸住宅、ホテル等の提供についての協力体制の構築の推進 1-1) ⑥ 再掲</p>

⑧ 避難所における生活環境改善の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○避難所における生活環境改善の推進</p> <p>避難生活における発災後迅速な暑さ・寒さ対策およびトイレ、キッチン、ベッド、風呂の提供の改善のため、資機材の確保や設備の拡充を行う必要がある。</p>	<p>○避難所における生活環境改善の推進</p> <p>指定避難所ごとに必要で適した資機材および設備を導入する。</p> <p>平時においては総合防災訓練等を実施することで、住民に対する体験機会の提供と防災意識の向上を図り、発災時における迅速かつ確実な運用体制を担保する。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化化対策	デジタル活用
2-3) ①	○		○								○		○		○		
2-3) ②	○	○					○	○		○			○		○	○	○
2-3) ③	○		○										○				
2-3) ④	○		○								○		○	○			
2-3) ⑤			○										○	○	○		○
2-3) ⑥			○										○		○		
2-3) ⑦	○	○						○		○			○	○			
2-3) ⑧			○														

2-4) 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

① 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害備蓄品の確保 災害備蓄品は、令和5年に県で作成した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の住居制約者数を基礎とした「鳴沢村備蓄計画」に基づいて整備している。しかし現状ではこの基準に達していない項目部分がある。</p> <p>○備蓄場所の確保 令和2年に、村内の各避難所の近くに防災倉庫を10台設置した。支援物資の受け入れ拠点についてはテニスコート場が指定されているが、フォークリフトが進入できず、手作業による荷下ろしを行う必要があるなどの課題がある。 また、リスクシナリオは、交通網の寸断で支援物資が届</p>	<p>○災害備蓄品の確保 備蓄品の消費期限切れに伴う入替作業の管理方法を確立するため、1年毎、5年毎、10年毎の区分に基づく備蓄計画を策定する。 また、備蓄品目について「山梨県東海地震被害想定調査報告書」や大規模災害に備えるための物資備蓄に関する調査業務委託報告書を基準として、必要な品目の整備を進める。</p> <p>○備蓄場所の確保 各避難施設近隣に備蓄倉庫の整備を進めるとともに、支援物資受入拠点の機能強化（重機の活用や動線確保等）を図る。また、交通網寸断や豪雪等も想定し、物資の受入・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備について検討を進める。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>かない可能性が指摘されており、受け入れ拠点は豪雪時でも検討している。</p> <p>災害時には備蓄品を各避難所に運搬する必要があり、避難所の収容人数に応じた物資提供が可能となるよう、避難所内に備蓄倉庫を設置することが望ましい。</p> <p>また、災害が長期化した場合に備え、支援物資の受入・搬出・保管が可能な地域防災拠点施設の整備について検討する必要がある。</p> <p>○家庭での備蓄促進</p> <p>在宅避難に備えた家庭での備蓄促進については、防災訓練や広報誌等を通じて啓発を行っている。しかし、在宅備蓄を行っている世帯数が把握されていないため、災害時の支援物資数量が予想できない状況である。家庭での保存食の備蓄の用意と、ローリングストックを進めていく必要がある。</p> <p>また、近年の防災訓練で食生活改善推進員が保存食を活用したレシピ紹介や役場で備蓄している期限が近付いた食料の配布を実施している。</p>	<p>○家庭での備蓄促進</p> <p>在宅避難に備えた家庭備蓄の状況把握に努めるとともに、保存食の備蓄やローリングストックの普及を一層推進する。</p> <p>あわせて、防災訓練や広報を通じた啓発活動を充実させ、住民主体の備えの強化を図る。</p>

② インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>2-3) ② 再掲</p> <p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施</p> <p>2-3) ② 再掲</p>	<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>2-3) ② 再掲</p> <p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施</p> <p>2-3) ② 再掲</p>

③ 社会福祉施設の防災資機材等の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○高齢者施設、児童福祉施設および障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進</p> <p>保健センターにおいて資機材等の確保が図られているが十分でないため、今後も資機材等の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p> <p>各社会福祉施設において管理点検等を実施し、資機材等の確保が図られている。今後も資機材等の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p>	<p>○高齢者施設、児童福祉施設および障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進</p> <p>高齢者施設、児童福祉施設および障害者福祉施設における防災資機材の計画的な整備・更新を推進するとともに、管理点検体制の強化を図り、必要な資機材の充実に段階的に進める。</p>

④ 災害時保健医療体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎災害時保健医療体制の整備 2-3) ③ 再掲</p> <p>○医薬品等の備蓄・供給体制の整備 2-3) ③ 再掲</p> <p>○医療救護の広域応援体制の整備 2-3) ③ 再掲</p>	<p>◎災害時保健医療体制の整備 2-3) ③ 再掲</p> <p>○医薬品等の備蓄・供給体制の整備 2-3) ③ 再掲</p> <p>○医療救護の広域応援体制の整備 2-3) ③ 再掲</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 2-3) ③ 再掲	○「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 2-3) ③ 再掲

⑤ 緊急物資や燃料の確保

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の調達（調達の協定）1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の調達（調達の協定推進）1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲</li> <li>○ 燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲</li> </ul>

⑥ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲</li> <li>○ 道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施 災害時の応急点検、啓開マニュアルを策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲</li> <li>○ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲</li> <li>○ 道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施 災害時の応急点検マニュアルを策定し、運用訓練を実施する。</li> </ul>

⑦ 道の駅への防災機能整備の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における避難場所としてのインフラ整備 道の駅は年間 70 万人が訪れる施設であり、災害時には観光客等多くの人々が避難する避難拠点施設となる。しかし、建築から 20 年以上経過していることから、今後、防災面からも新たな施設の整備や旧施設の修繕などが必要となる。道の駅なるさわ指定管理者が BCP を作成、計画的に訓練を実施している。</li> <li>○ 施設管理者への防災訓練実施の徹底 施設管理者への防災訓練実施を徹底している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における避難場所としてのインフラ整備 避難施設となっている道の駅において、観光客などの帰宅困難者の受け入れを想定した計画的な改修・更新を推進するとともに、防災設備の充実を図る。あわせて、指定管理者による BCP の継続的な見直しと訓練の実施を通じ、実効性の向上を図る。</li> <li>○ 施設管理者への防災訓練実施の徹底 引き続き、道の駅なるさわの指定管理者が計画的に訓練を実施し、PDCA サイクルにより見直しを実施していく。</li> </ul>

⑧ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④再掲</li> <li>○ 代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④再掲</li> <li>○ 代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④再掲</li> </ul>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○農道の維持管理 1-5) ④再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲	○農道の維持管理 1-5) ④再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲

⑨ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲	◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲

⑩ 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲	◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲

⑪ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲	◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
2-4) ①	○							○			○	○	○		○		
2-4) ②	○	○					○	○		○			○		○	○	○
2-4) ③	○		○							○							

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
2-4) ④	○		○										○				
2-4) ⑤	○						○	○							○		
2-4) ⑥	○												○	○			
2-4) ⑦	○							○					○		○		
2-4) ⑧	○							○	○	○			○		○		
2-4) ⑨	○							○		○					○		
2-4) ⑩								○	○				○		○		
2-4) ⑪	○									○	○						○

## 2-5) 別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足

### ① 帰宅困難者等の保護

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○交通事業者との連絡調整</p> <p>自力で帰宅することが困難な別荘滞在者、通勤者、通学者、出張者、観光客などの帰宅困難者または滞留者が発生したときには、村、警察、道路管理者、交通事業者が、相互に密接な連携をとり、必要かつ的確な措置をとることとしている。</p> <p>滞留旅客や帰宅困難者への対応は、原則としてバス利用旅客についてはバス事業者「富士急バス(株)」が、自動車利用旅客については村および中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。また、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して必要な措置を行うものとしている。</p> <p>しかし、大規模災害時には近隣市町村の観光客等が交通業者に殺到し、電話がつかないことが予想されるため、災害時における交通事業者との連絡手段を確保する必要がある。</p>	<p>○交通事業者との連絡調整</p> <p>関係機関からの協力要請があった場合に、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を実行できる体制を整備する。災害時に想定される通信障害等に備え、交通事業者と災害時の連絡手段の確保を進める。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○食料支援の方法                      滞留者に対する食料等の確保は、原則として自助努力によるものとしているが、不足する場合には、村が斡旋等の支援を行う必要がある。そのため、災害時に備え、滞留者への食料支援方法についてあらかじめ決めておく必要がある。</p> <p>現状では、村備蓄計画が帰宅困難者等を考慮しておらず、帰宅困難者に対する食料支援は不可能である。</p> <p>今後は、帰宅困難者への食料支援を考慮した計画に変更し、備蓄、具体的な支援の方法を検討する必要がある。なお、村が設置する避難所への避難ができない場合を想定し、村観光協会等の施設との協定により、帰宅困難者の食料支援を行うことができる体制の構築について検討を進める。</p> <p>○避難場所の提供                      滞留者を保護するための場所を速やかに選定するため、滞留状況を把握する体制を構築するとともに、迅速に情報を伝える仕組みが必要である。また、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所を確保する必要がある。</p> <p>なお、観光協会等の施設との協定により、帰宅困難者の一時的な避難が可能となるように、引き続き検討を進める。</p>	<p>○食料支援の方法                      災害時の帰宅困難者や滞留者が発生した際に備え、食料支援体制を構築するため、必要量の確保と具体的な支援方法を整理するとともに、観光協会等との協定締結により支援拠点の確保を図る。</p> <p>○避難場所の提供                      滞留者を保護するため、滞留状況を把握する体制を構築するとともに、村内各地にいる帰宅困難者を一時的に集める場所の確保について検討を進める。あわせて、観光協会等との協定締結を進め、円滑な避難場所の提供体制を構築する。</p>

② 滞留旅客対策等の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進                      滞留期間が長期にわたるとき、または危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等の安全な施設に誘導し保護する必要があるが、具体的方法などが検討されていない。</p> <p>災害時に携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や村ホームページへの掲載等により、安否確認方法があるが十分ではない。</p> <p>その他にも、データ・紙媒体・SNS・データ放送・HPを通じて公共交通や搬送情報等の提供を行う必要がある。</p> <p>○外国人旅行者に対する災害情報提供体制の整備                      外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制が不十分である。</p>	<p>○観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進                      観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留者を安全な指定避難所へ適切に誘導・保護する体制を整備する。</p> <p>また、「災害用伝言板」の周知を図るとともに、災害時にデータ・紙媒体・SNS・データ放送・HP等を通じて公共交通や搬送情報等を提供できる体制を構築する。</p> <p>○外国人旅行者に対する災害情報提供体制の整備                      外国人旅行者向けに、多言語対応による情報提供体制を整備する。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
2-5) ①	○							○					○	○	○		
2-5) ②								○					○		○		○

2-6) 富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

① 富士山火山防災の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎富士山火山防災の推進 1-5) ① 再掲 ○富士山火山避難基本計画の改訂 1-5) ① 再掲 ○富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進 1-5) ① 再掲 ○富士山国直轄火山砂防事業の推進 1-5) ① 再掲 ○広域避難を目的とした支援協定の締結 1-5) ① 再掲 ○富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化 1-5) ① 再掲	◎富士山火山防災の推進 1-5) ① 再掲 ○富士山火山避難基本計画の改訂 1-5) ① 再掲 ○富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進 1-5) ① 再掲 ○富士山国直轄火山砂防事業の推進 1-5) ① 再掲 ○広域避難を目的とした支援協定の締結推進 1-5) ① 再掲 ○富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化 1-5) ① 再掲

② 防災・災害情報提供体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲 ○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲 ○被災者に対する防災・災害情報提供 1-5) ③ 再掲	◎防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲 ○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲 ○被災者に対する防災・災害情報提供 1-5) ③ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
2-6) ①	○												○		○		
2-6) ②	○					○							○	○	○		○

2-7) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 緊急物資や燃料の確保

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の調達（調達の協定）1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲 ○災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲 ○燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲	◎緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の調達（調達の協定推進） 1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲 ○緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲 ○災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲 ○燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲

② 道の駅への防災機能整備の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲 ○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲 ○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲	◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲 ○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲 ○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲

③ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲 ○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④ 再掲 ○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域に	◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲 ○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④ 再掲 ○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域に

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
おける道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲	おける道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲

④ インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲

⑤ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲	◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲

⑥ 森林の公益的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲 ○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲	◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲 ○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲

⑦ 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲	◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲

⑧ 土砂災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲	◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
2-7) ①	○						○	○							○		
2-7) ②	○							○					○		○		
2-7) ③	○							○	○	○			○		○		
2-7) ④	○	○					○	○		○			○		○	○	○
2-7) ⑤	○							○		○					○		
2-7) ⑥							○			○		○					
2-7) ⑦								○	○				○		○		
2-7) ⑧	○									○	○						○

2-8) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 災害時防疫体制の構築

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時防疫体制の構築 2-3) ④ 再掲 ○災害時における保健師活動マニュアルの活用 2-3) ④ 再掲 ○感染症対策の推進 2-3) ④ 再掲	◎災害時防疫体制の構築 2-3) ④ 再掲 ○災害時における保健師活動マニュアルの活用 2-3) ④ 再掲 ○感染症対策の推進 2-3) ④ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
2-8) ①	○		○								○		○	○			

重要業績指標（KPI）

番 号	重要業績指標（KPI）	担当課	現状 (R7)	目標 (R12)
2-1) ⑤	大規模災害時医療救護マニュアルの策定 ・独自のマニュアル策定と、医療活動が速やかに行えるように保健所や医師会との連携体制の構築	福祉保健課	-	-
2-3) ①	・避難所ごとの運営マニュアルの作成	総務課	3カ所	4カ所
2-3) ①	・避難生活におけるペット対応方針の作成	住民課	未策定	策定
2-3) ①	学校における避難所運営体制の整備 ・村と学校の共同による学校避難所運営支援計画の作成促進	教育委員会	未策定	策定
2-3) ③	災害時保健医療体制の整備 ・災害用医療資材 3点セットの更新	福祉保健課	1回/2年	1回/2年
2-3) ③	災害時保健医療体制の整備 ・携帯セット（山梨県仕様）の更新（内容により更新頻度が異なる。）	福祉保健課	1回/4年 1回/6年 1回/12年	1回/4年 1回/6年 1回/12年
2-3) ③	医療救護の広域応援体制の整備 ・県の情報伝達訓練・会議へ参加	福祉保健課	2回/年	2回～3回/年
2-3) ③	「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 ・避難所における炊き出し献立集作成	福祉保健課	-	-
2-3) ④	災害時防疫体制の構築 ・保健師による机上訓練の実施回数	福祉保健課 住民課	1回/年	1回/年
2-3) ⑧	・暑さ対策を講じた指定避難所数	総務課	0カ所	2カ所
2-3) ⑧	・寒さ対策を講じた指定避難所数	総務課	3カ所	10カ所
2-3) ⑧	・発災後 48 時間以内に温かい食事の提供ができる指定避難所数	総務課	6カ所	8カ所
2-4) ①	・家庭での備蓄啓発回数（年）	総務課	1回	1回
2-5) ①	帰宅困難者等の保護 ・交通事業者との連絡調整 滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な処置を実行できる体制の整備と、災害時の連絡手段の確保 ・滞留者を保護するための避難場所の選定に向けた滞留状況の把握体制の構築	総務課 企画課	-	-

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1) 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

##### ① 交通規制および交通安全対策の実施等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○交通安全施設等の整備の推進 道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化などを実施した。今後も引き続き、これら交通安全施設等の整備を計画的に推進していく必要がある。</p> <p>○実践的な交通規制訓練等の実施 防災訓練時において、緊急輸送道路の確保、信号機等が機能しなくなった場合を想定した実践的な交通規制訓練等を実施した。</p> <p>○村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合に備え、適切な交通規制の体制について協議ができていない。</p>	<p>○交通安全施設等の整備の推進 道路における交通安全を確保するため、カーブミラー、道路標示、通学路のカラー化など、交通安全施設等の整備を計画的に推進する。</p> <p>○実践的な交通規制訓練等の実施 引き続き、防災訓練時に緊急輸送道路の確保、信号機が機能しない状況を想定した実践的な交通規制訓練等を実施する。</p> <p>○村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の備え、必要となる交通規制体制について検討し、体制整備を進める。</p>

##### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
3-1) ①	○							○							○		

#### 3-2) 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

##### ② 防災体制の充実・強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により、災害発生時には、参集基準に則したメールが配信されることから、職員参集メール「すぐメール」への応答を高め、災害時の有用な手段として活用する必要がある。また、「すぐメール」が使用できない場合の代替的な安否連絡手段の検討も必要である。 令和8年度に運用開始を予定している鳴沢村公式</p>	<p>○職員初動体制の整備 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により行動するが、メールが使用できない場合の安否連絡手段を検討する。災害時に職員の健康を維持し、効率的に業務を遂行するため、交代要員等の確保に努める。 部署ごとに必要となる人員の量や質（経験者・有資格者等）が時系列で変化することを踏まえ、柔軟性のある体制を検討する。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>ラインの機能に参集機能を追加する検討をしている。</p> <p>勤務時間外に発災した場合、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で統括部本部班の人員が不足するおそれがある。会計年度任用職員の災害時における業務従事（応急業務への関与度合い、公休日数、日給制の場合の給与支給等）について整理する必要がある。</p> <p>令和8年度に地域防災計画の改訂を予定しており、その中の配備計画に会計年度任用職員の扱いについて記載したのち、令和9年度の会計年度任用職員の募集・採用の際に災害時の体制について整理してもらうよう人事担当に依頼している。</p> <p>災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要であり、現在は不足している。会計年度任用職員の活用を検討していく必要がある。</p> <p>部署ごとに必要となる人の量や質（経験者、有資格者等）は、時系列によって変わること配慮した体制を検討する必要がある。</p> <p>防災訓練において、各部署で起こりうる業務を実施し、必要な人やスキルを検証している。特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である。</p> <p>○指揮命令系統の確立</p> <p>地域防災計画により、災害対策本部長は村長、災害対策副本部長は教育長、課長職は本部員と定められているが、災害対策本部におかれる各班の班長、副班長が定められていない。災害対策本部設置に至らない災害対応組織（災害対策準備室、防災対策会議）の指揮者の役割や位置づけが不鮮明である。</p> <p>加えて、複数の部署で構成される部内での指揮命令系統も整備されておらず、職務代行者が全員不在になることがないように運用方法を定める必要がある。</p> <p>令和7年に災害対策本部運営訓練を実施したが、人も経験も少なく難航した。引き続き訓練と体制整備が求められる。</p> <p>○受援体制の構築</p> <p>大規模災害が発生した際、他自治体職員の受け入れを円滑に行うため、被災市区町村応援職員確保システムに基づいた受援計画を作成することが必要である。令和5年3月に作成済みだが、内容が十分に整理されていない。</p> <p>○災害対応に関する職員研修の充実・強化</p> <p>防災担当が研修案内情報を随時担当課に情報提供</p>	<p>特定の部署に業務が集中したり、過度な業務負担とならないように、職員数と業務量のバランスに応じた体制づくりと適正な業務分担を行う。</p> <p>○指揮命令系統の確立</p> <p>災害対策本部各班の班長・副班長を明確に定めるとともに、準備室等の指揮者の役割や位置づけを整理し、部内の指揮命令系統を確立する。</p> <p>あわせて職務代行体制を整備し、実効性を高めるため継続的な訓練と体制見直しを実施する。</p> <p>○受援体制の構築</p> <p>被災市区町村応援職員確保システムに基づく受援計画の内容を精査・具体化し、役割分担や手順、受入体制を明確化することで、実効性のある受援体制を構築するとともに、庁内周知と訓練を通じて運用力の向上を図る。</p> <p>○災害対応に関する職員研修の充実・強化</p> <p>人事担当と防災担当が連携し、計画的かつ体系的な</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>しているが、防災担当以外の職員が災害対応に関する研修を受講する時間を確保することが困難である。</p> <p>令和6年には市町村職員研修所に依頼して講師を派遣してもらい、職員全体に研修を行った。職員に対する研修は人事担当が所管しているが、これまで研修所を活用しない研修は各担当で実施していた経緯があり、現状では研修所を活用しない場合は防災担当が実施しなければならない。</p>	<p>研修体制を構築するとともに、全職員が受講しやすい環境整備を進める。あわせて、外部研修の活用や庁内研修の役割分担を明確化し、災害対応力の底上げを図る。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
3-2) ①	○												○	○			○

3-3) 災害対策拠点である役場施設の倒壊および災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

① 庁舎の災害対応力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保</p> <p>役場は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に含まれていない。</p> <p>「地域防災計画」では、災害対策本部は役場に設置することとしているが、災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行う災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）として機能するスペースが確保されていない。</p> <p>地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）については、令和7年8月に事務室ごとに安全対策を講じ、一定の安全が確保されている。</p> <p>○災害対策本部の予備施設の指定</p> <p>地域防災計画で、代替庁舎は保健センターとなっているが、ボランティアセンターの拠点として位置づけられているため、代替庁舎の見直しを検討する必要がある。</p> <p>非常用電源装置が整備されている鳴沢村総合センターを代替庁舎として検討する必要があるが、その場合</p>	<p>○災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保</p> <p>災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）が機能するスペースを確保し、情報収集・分析や関係機関との調整が円滑に行える環境を整備する。</p> <p>あわせて、必要な設備やレイアウトの見直しを行い、実効性の高い運営体制を構築する。</p> <p>○災害対策本部の予備施設の指定</p> <p>代替庁舎（ボランティアセンター）の機能や位置づけを再整理し、総合センターの活用や LGWAN 回線整備を含めた具体的な予備施設の指定を進める。</p> <p>富士山噴火で広域避難も想定した場合の代替庁舎の在り方について関係機関と協議し、実効性のある体制</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>LGWAN 回線の整備が必要となる。また、富士山噴火で庁舎が被災し、避難した場合の代替庁舎について協議が進んでいない。</p> <p>現在、保健センターに非常用自家発電装置から電源供給が可能か調査を行っている。</p> <p>○電力の確保</p> <p>非常用発電設備の連続使用可能時間は2～3時間とされているが、庁舎最寄りのGSは非常用電源により燃料の供給が可能な設備が整っている。</p> <p>ただし、非常用発電設備で電気が使用できる区域・設備が不明確である。隣接する小学校には太陽光蓄電装置が設置されているが、供給方法について定期的な確認が必要である。</p> <p>また、新庁舎の建設時に既存の非常用自家発電装置をどのように取り扱うのか検討する必要がある。</p> <p>○通信機器の確保</p> <p>鳴沢村防災行政無線固定系、IP無線、災害時優先電話、山梨県防災行政無線（衛星系、地上系）、衛星携帯電話、特設公衆電話を確保している。</p> <p>しかし、緊急時連絡リストが共有されておらず、鳴沢村行政防災無線のメール配信サービス（防災情報）登録者数が少ないことが課題である。</p> <p>また、災害時優先電話が災害時に即時に使用できる状態にないことから、通信機器の拡充・整備および通信手段を確保し、通信担当をあらかじめ指名する必要がある。</p> <p>○行政データのバックアップ</p> <p>個人情報利用事務系システムの一部はクラウド化されている。大規模災害時にシステムおよびデータを保全するため、環境を継続的に維持・強化していく必要がある。</p> <p>また、災害時において必要となる業務システムを整備していく必要がある。令和5年3月に作成済みだが、内容は十分精査されていない。</p> <p>○職員のトイレ対策</p> <p>庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレは未整備であり、汚物の一時保管方法、廃棄ルートも未確定である。</p> <p>トイレ対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の窓口や実行主体の一元化を図る必要があるが関係課との協議が進んでいない。</p>	<p>を構築する。</p> <p>○電力の確保</p> <p>非常用発電設備で使用可能な区域・設備を明確化するとともに、燃料供給体制の実効性を確認する。あわせて、小学校の太陽光蓄電設備の供給方法を定期的に点検し、新庁舎建設に伴う非常用電源の在り方を含め、電力確保体制を検討する。</p> <p>○通信機器の確保</p> <p>緊急時連絡リストの共有徹底と防災情報メールの登録促進を図るとともに、災害時優先電話の即時使用体制を確保する。</p> <p>あわせて、通信機器の拡充・点検を実施し、複数手段による通信体制を整備するとともに、あらかじめ通信担当者を指名し、運用体制を明確化する。</p> <p>○行政データのバックアップ</p> <p>個人情報利用事務系システムのクラウド化を進めるとともに、大規模災害時にもシステム・データを確実に保全できるよう、バックアップ環境の維持・強化を継続する。</p> <p>あわせて、災害時に必要となる業務システムを整備を進め、令和5年3月に作成した計画・手順等については内容を精査し、実効性の高い運用体制を整備する。</p> <p>○職員のトイレ対策</p> <p>庁舎が断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレを整備する。汚物の一時保管方法、廃棄ルートを事前に決定し、被災時の窓口や実行主体の一元化を図る。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○職員の食料・飲料水等の確保 「鳴沢村災害発生時の職員初動マニュアル」により、食料・飲料水等は職員各自で備えることとなっているが、庁舎内に備蓄するスペースがないことから、小学校に整備されている防災備蓄倉庫の一角を使用するなどし、一定の備えが整えられるよう協議を進めていく必要がある。</p> <p>○燃料および消耗品の確保 役場庁舎非常用発電機の連続稼働時間は2～3時間である。備蓄燃料タンクは備えていないが、庁舎最寄りのGSは停電時でも稼働できる装置を備えており、「災害時における石油燃料等の供給に関する協定書」に基づき燃料供給を受けることが可能である。</p>	<p>○職員の食料・飲料水等の確保 災害時に必要となる職員用の食料・飲料水等を自治体として確保するため、備蓄スペースの確保方法について検討を進める。</p> <p>○燃料および消耗品の確保 非常用発電機の稼働時間の延長を図るため、燃料備蓄のあり方を検討するとともに、最寄りのGSとの協定内容や連絡体制を定期的に確認し、実効性を高める。あわせて、燃料・消耗品の在庫管理を徹底し、災害時に安定的に確保できる体制を整備する。</p>

② 業務継続環境の構築

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○非常時優先業務の整理 発災時にどの業務をいつから開始・再開すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を、鳴沢村地域防災計画における災害対策本部体制時の事務分掌、地震災害応急対策・復旧対策等をもとに、業務開始目標時間を業務ごとに設定しているが、妥当性の検証は十分とは言えない。 また、鳴沢村業務継続計画 別表第1（非常時優先業務一覧【災害応急対応業務】）において、非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務については、鳴沢村業務分掌規則をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と、1か月以上の中断が可能な業務とに分類している。さらに、「鳴沢村業務継続計画の検証」を目的とした図上訓練を年1回実施している。</p>	<p>○非常時優先業務の整理 非常時優先業務については、「地域防災計画」や「業務継続計画」に基づき、開始目標時間や再開時期の妥当性を定期的に検証・見直しをする。 「鳴沢村業務継続計画の検証」を目的とした図上訓練の結果を反映し、実効性の高い業務継続体制を整備するとともに、各所属への周知徹底と役割の明確化を図る。</p>

③ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎自立・分散型エネルギーシステムの導入等 2-2) ④ 再掲</p> <p>○救護所・避難所等の電源確保体制の整備 2-2) ④ 再掲</p>	<p>◎自立・分散型エネルギーシステムの導入等 2-2) ④ 再掲</p> <p>○救護所・避難所等の電源確保体制の整備 2-2) ④ 再掲</p>

④ 道の駅への防災機能整備の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲</p> <p>○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲</p>	<p>◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲</p> <p>○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲	○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲

⑤ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲	◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化化対策	デジタル活用
3-3) ①	○										○		○				○
3-3) ②	○										○		○				
3-3) ③	○			○				○					○		○		○
3-3) ④	○							○					○		○		
3-3) ⑤	○							○		○					○		

重要業績指標 (KPI)

番号	重要業績指標 (KPI)	担当課	現状 (R7)	目標 (R12)
3-3) ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保</li> <li>・災害対策本部の予備施設の指定</li> <li>・非常用発電設備による電気の確保対策の推進</li> <li>・通信機器確保</li> <li>・行政データのバックアップ環境の強化</li> <li>・職員トイレ対策の推進</li> <li>・職員の食料・飲料水等の確保体制の構築</li> <li>・燃料および消耗品の確保体制の構築</li> </ul>	総務課	-	-

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

#### ① 中小企業に対する災害時支援制度の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○災害時における災害融資制度の周知および金融相談体制の充実 事業継続に向け、河口湖商工会や各金融機関と平時から情報交換を行っている。しかし、災害時に迅速かつ的確な相談体制を確保するためには、制度の周知徹底と支援体制の一層の充実が求められる。	○災害時における災害融資制度の周知および金融相談体制の充実 事業継続に向け河口湖商工会、各金融機関と連携し、平時から調整しながら災害発生時には迅速に対応できる相談体制を整備する。

#### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
4-1) ①	○				○		○							○	○		

### 4-2) 食料等の安定供給の停滞

#### ① 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲	◎農地の保全等による災害対策の推進 1-3) ③ 再掲 ○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 1-3) ③ 再掲

#### ② 農業・農村の多面的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎農業・農村の多面的機能の維持・増進 1-4) ⑥ 再掲 ○荒廃農地解消対策の推進 1-4) ⑥ 再掲	◎農業・農村の多面的機能の維持・増進 1-4) ⑥ 再掲 ○荒廃農地解消対策の推進 1-4) ⑥ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
4-2) ①								○	○				○		○		
4-2) ②	○						○			○							○

4-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 地域活性化との連携

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○農業振興地域整備計画の策定・推進 優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施している。 今後も優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施していく必要がある。現在、令和8年度の完成に向けて、整備計画の修正作業を進めている。</p> <p>○森林施業の推進 合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めている。 合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、引き続き施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進に努めていく必要がある。</p> <p>○林業労働者・後継者の育成 労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めている。 また、森林組合が行う、職員設置事業、林業労働者通年就労奨励事業に対して補助金を交付している。 今後も、魅力ある林業経営の実現に向け、労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の促進、福祉の向上等による魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に努めていく必要がある。</p>	<p>○農業振興地域整備計画の策定・推進 優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施していく必要がある。 「農業振興地域整備計画」は過去10年程度、総合見直しがされていないが、現在は令和8年度の完成に向けて県と協議を進めている。</p> <p>○森林施業の推進 合理的林業経営、林業生産活動の推進、林業就業者の雇用の安定化を図るため、施業の共同化・協業化を促進し、適正な施業の推進を継続していく。</p> <p>○林業労働者・後継者の育成 林業の担い手確保に向け、労働安全の確保、社会保障制度の充実、通年雇用の受け入れ、福祉の向上等による就労環境の改善を図る。 各種補助制度を活用しながら魅力ある林業経営を目指し、後継者の育成、労働力の確保に継続して取り組む。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○間伐材等の利用促進 国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用促進に努めている。	○間伐材等の利用促進 引き続き、国・県と連携して、木質バイオマス燃料や集成材の利用促進を図る。

② 農地の保全等による災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○農村資源の保全管理活動の推進 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、荒廃農地を減少させるため、国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や、農業・農村の持つ多面的機能の確保を実施している。 今後も、農業・農村の機能の維持・発揮を図るため、災害対策について更に検討する必要がある。 また、野生鳥獣による農地等の被害を守るため、猟友会と連携し鳥獣被害対策を推進している。「鳴沢村鳥獣被害防止計画」に基づき、引き続き、自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、鳥獣被害対策を継続的に推進していく必要がある。	○農村資源の保全管理活動の推進 国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の解消や多面的機能の維持を図るために、災害に強い農村づくりに向けた対策を強化する。 「鳴沢村鳥獣被害防止計画」に基づき、自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、鳥獣被害対策を継続的かつ効果的に推進する。

③ 農産物の生産技術の普及等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○農業者に対する経営再建資金制度の周知 災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建策として、鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱および鳴沢村農業災害対策資金利子補給要綱により支援を実施している。 大規模な自然災害に備えるため、これらの制度について引き続き周知を図り、継続的に活用できる体制を整えていく必要がある。	○農業者に対する経営再建資金制度の周知 大規模な自然災害に備えた鳴沢村雪害対策資金利子補給要綱および鳴沢村農業災害対策資金利子補給要綱に基づく支援制度について、継続的に周知を図り、農業者の迅速かつ円滑な経営再建に向けた支援体制を維持していく。

④ 農業と観光の連携による農地の保全と活用

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○農業と観光の連携による農地の保全と活用 道の駅なるさわの指定管理者の運営方針として、農業者の販路拡大、農業生産の安定化に取り組んでいる。 今後も、道の駅の活性化を通じて農業者の販路拡大、農業生産の安定化を図ることにより、荒廃農地の増加を抑制していく必要がある。	○農業と観光の連携による農地の保全と活用 道の駅の活性化を図ることで、農産物の販路拡大や農業生産の安定化を促し、結果として荒廃農地の増加を抑制する取組を推進する。

⑤ 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○住宅等への自立型電源の普及促進 地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対	○住宅等への自立型電源の普及促進 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と、公共施設および住宅等への自立型電源の普

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
し、補助金の交付を行っている。 今後も、公共施設および住宅等への自立型電源の普及を引き続き進めていく必要がある。	及促進を図る。

⑥ 森林の公益的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲 ○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲	◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲 ○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化化対策	デジタル活用
4-3) ①				○			○		○	○			○	○			○
4-3) ②									○	○			○	○	○		
4-3) ③					○				○	○					○		○
4-3) ④									○	○							
4-3) ⑤	○	○		○							○				○		
4-3) ⑥							○			○		○					

## 5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### ① 発災後のインフラ復旧対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化を図るため、山梨県電力供給体制強靱化推進検討会議を立ち上げ、「山梨県電力供給体制強靱化戦略」を策定した。</p> <p>災害による電力供給インフラ被害を最小化するため、樹木の事前伐採等の対策や、情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入を推進する必要がある。</p> <p>なお、伐採に係る事業実施に際しては、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者の3者協定が必要となる。現在、事前伐採箇所について検討を実施している。</p>	<p>○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 災害による電力供給インフラ被害を最小化するため、樹木の事前伐採等や情報収集体制の強化、復旧作業への支援・協力、応急電源の確保、災害に強いエネルギーシステムの導入の推進を進める。</p> <p>また、伐採に係る事業実施に際し、市町村と重要インフラ施設管理者（東京電力等）と森林所有者との3者協定締結が必要となるため、その締結に向けた調整を進める。</p>

#### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
5-1) ①	○							○			○	○			○		○

### 5-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### ① 発災後のインフラ復旧対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲</p>	<p>◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
5-2) ①	○							○			○	○		○			○

5-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 庁舎の災害対応力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○公用車両の災害対応機能の強化</p> <p>県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する緊急通行（輸送）車両の事前届出制度を設けている。</p> <p>本村においても、庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。</p> <p>しかしながら、災害時の公用車の使用ルールが定められていないことから、今後、すでに策定している自治体を例に策定について進めていく。</p> <p>現状、公用車の燃料や庁舎の各種燃料タンクは災害時の燃料供給のため、常に半分以上を保持するように周知徹底している。</p>	<p>○公用車両の災害対応機能の強化</p> <p>緊急通行車両事前届出制度を適切に運用するとともに、災害時における公用車の使用基準や優先順位等を明確化した運用ルールを策定する。</p> <p>あわせて、燃料の備蓄管理を徹底し、安定的な燃料確保体制を維持することで、災害対応力の向上を図る。</p>

② 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○ハザードマップの作成 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p>	<p>◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○ハザードマップの更新 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p> <p>○保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲</p>

③ 通信機能の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○防災行政無線等による情報伝達機能の強化                      防災情報伝達体制の強化を図るため、村防災行政無線システムを活用するとともに、定期的に保守点検等を実施している。                      また令和5年4月3日付で光ファイバーケーブルとケーブルテレビ関連機器を民間に譲渡した。</p> <p>○光ファイバーケーブルの復旧体制の強化                      ケーブル断線などの復旧作業は、保守事業者のNTT東日本・北富士有線放送に依頼し、早期の復旧を目指す必要がある。</p>	<p>○防災行政無線等による情報伝達機能の強化                      公的拠点におけるWi-Fi環境の整備や多様な通信手段の構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT東日本・北富士有線放送）に依頼した早期復旧協定について検討する。</p> <p>○光ファイバーケーブルの復旧体制の強化                      構築ケーブル断線などの復旧作業の保守事業者（NTT東日本・北富士有線放送）と早期復旧に関する協定締結を検討する。</p>

④ 防災・災害情報提供体制の整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲                      ○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲                      ○被災者に対する情報提供 1-5) ③ 再掲</p>	<p>◎防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲                      ○外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備 1-5) ③ 再掲                      ○被災者に対する情報提供 1-5) ③ 再掲</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
5-3) ①	○							○					○				
5-3) ②	○									○			○	○	○		○
5-3) ③	○					○									○		○
5-3) ④	○					○							○	○	○		○

### 5-4) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### ① 発災後のインフラ復旧対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲	◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲

#### ② 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○住宅等への自立型電源の普及促進 引き続き、公共施設および住宅等への自立型電源の普及を促進する必要がある。	○住宅等への自立型電源の普及促進 住宅用太陽光発電システム設置者への補助金交付の継続と公共施設および住宅等への自立型電源の普及促進

#### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
5-4) ①	○							○			○		○		○		○
5-4) ②	○			○									○		○		○

### 5-5) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

#### ① 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-4) ② 再掲 ○住宅等への自立型電源の普及促進 5-4) ② 再掲	◎地域の自立型エネルギー導入対策の推進等 5-4) ② 再掲 ○住宅等への自立型電源の普及促進 5-4) ② 再掲

#### ② 発災後のインフラ復旧対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲	◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲 ○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲

③ 通信機能の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎通信機能の強化 5-3) ③ 再掲 ○防災行政無線等による情報伝達機能の強化 5-3) ③ 再掲 ○光ファイバーケーブルの復旧体制の強化 5-3) ③ 再掲	◎通信機能の強化 5-3) ③ 再掲 ○防災行政無線等による情報伝達機能の強化 5-3) ③ 再掲 ○光ファイバーケーブルの復旧体制の強化 5-3) ③ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化対策	デジタル活用
5-5) ①	○			○									○		○		○
5-5) ②	○							○			○		○		○		○
5-5) ③	○					○									○		○

5-6) 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

① 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○災害時における給水協力関係の強化 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）、富士山麓災害時の相互応援に関する協定（飲料水供給）を締結している。 今後も、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。 主に給水協力関係について近隣市町村と継続的に協議を行い、災害時に迅速な連携が図れるよう担当者間での情報共有を徹底する。	○災害時における給水協力関係の強化 給水協力関係について近隣市町村および関係機関との連絡体制や役割分担を明確化し、定期的な情報共有を行う。 あわせて、体制の運用確認を行い、災害時に迅速かつ円滑な給水支援が実施できる体制を強化する。
○緊急用発電機の維持管理および新配水池への緊急用発電機の設置検討 三本松水源に緊急用発電機（軽油稼働）を設置済みである。年に1回設置業者による点検を実施し、停電時にも三本松配水池に水の供給が可能である。また、水中ポンプを利用し、給水車の給水による供給を可能としている。 今後も、既設の緊急用発電機の定期的な点検を継続するとともに、ほかの水源地においても規格に適した発	○緊急用発電機の維持管理および新配水池への緊急用発電機の設置検討 既設の緊急用発電機の点検を継続し、確実な稼働体制を維持する。あわせて、他の水源地や関連施設における発電機の設置を検討し、必要な規格・容量・設置場所を整理のうえ計画的に整備を進める。 新配水池においては、適切な規格の発電機の設置の検討を進める。

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
電機の設置検討を行う必要がある。 各施設においても、発電機を設置する適切な大きさ・場所を検討し、新配水池については発電機の設置を予定している。	

② インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 2-3) ② 再掲 ○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲 ○基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲	◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 2-3) ② 再掲 ○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲 ○基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
5-6) ①	○							○			○	○	○	○			
5-6) ②	○	○					○	○		○			○		○	○	○

5-7) 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響

① 交通規制および交通安全対策の実施等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 （一社）日本自動車連盟（JAF）および（一社）山梨県警備業協会と協定を締結し、各種防災訓練等において被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施している。 しかし、村には交通障害の除去等を実施できる事業者等がないため、その際には国・県へ交通障害の除去等について依頼する必要がある。 また、民間事業者へも協力体制の相互確認を行っているものの、災害時に迅速に対応できる体制の強化が求められる。	○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 民間事業者との協定に基づく訓練を継続するとともに、交通障害除去に係る具体的な連絡体制や役割分担を明確化する。 あわせて、国・県との連携強化を図り、災害時に迅速かつ円滑に交通確保ができる実効性の高い支援体制を構築する。

② 緊急物資や燃料の確保

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の調達（調達の協定）1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲</li> <li>○災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲</li> <li>○燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の調達（調達の協定推進） 1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲</li> <li>○緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲</li> <li>○災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲</li> <li>○燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲</li> </ul>

③ 発災後のインフラ復旧対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲</li> <li>○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後のインフラ復旧対策の推進 5-1) ① 再掲</li> <li>○山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化 5-1) ① 再掲</li> </ul>

④ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④再掲</li> <li>○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲</li> <li>○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲</li> <li>○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲</li> <li>○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲</li> <li>○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲</li> <li>○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲</li> <li>○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲</li> <li>○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲</li> </ul>

⑤ インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> <li>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> <li>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> <li>○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> <li>○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲</li> </ul>

⑥ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲</li> <li>○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲</li> <li>○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲</li> </ul>

⑦ 土砂災害対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲	◎土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○治山事業による土砂災害対策の推進 1-4) ① 再掲 ○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 1-4) ① 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老化化対策	デジタル活用
5-7) ①	○							○							○		
5-7) ②	○						○	○							○		
5-7) ③	○							○			○	○			○		○
5-7) ④	○							○	○	○			○		○		
5-7) ⑤	○	○					○	○		○			○		○	○	○
5-7) ⑥	○							○		○					○		
5-7) ⑦	○									○	○						○

5-8) 地域交通ネットワークの分断

① 交通規制および交通安全対策の実施等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎交通規制および交通安全対策の実施等 3-1) ① 再掲 ○交通安全施設等の整備の推進 3-1) ① 再掲 ○実践的な交通規制訓練等の実施 3-1) ② 再掲 ○村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 3-1) ③ 再掲 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制を整備する必要がある。	◎交通規制および交通安全対策の実施等 3-1) ① 再掲 ○交通安全施設等の整備の推進 3-1) ① 再掲 ○実践的な交通規制訓練等の実施 3-1) ② 再掲 ○村道が緊急輸送道路指定時の交通体制確保 3-1) ③ 再掲 国道、県道が通行不能となり、村道が代替道路として指定された場合の交通規制の体制を整備する。

② 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲 ◎災害時応急対策の推進 2-4) ⑥ 再掲 ○道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施 2-4) ⑥ 再掲	◎災害時応急対策の推進 1-3) ④ 再掲 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 1-3) ④ 再掲 ◎災害時応急対策の推進 2-4) ⑥ 再掲 ○道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施 2-4) ⑥ 再掲

③ 道の駅への防災機能整備の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲 ○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲 ○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲	◎道の駅への防災機能整備の推進 2-4) ⑦ 再掲 ○災害時における避難場所としてのインフラ整備 2-4) ⑦ 再掲 ○施設管理者への防災訓練実施の徹底 2-4) ⑦ 再掲

④ 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲 ○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④ 再掲 ○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲	◎災害時に備えた広域道路ネットワークの整備 1-5) ④ 再掲 ○代替輸送路および集落の孤立化を防止するための道路整備 1-5) ④ 再掲 ○農道の維持管理 1-5) ④ 再掲 ○緊急輸送路となる幹線道路の整備 1-5) ④ 再掲 ○幹線街路網の整備の推進 1-5) ④ 再掲 ○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備 1-5) ④ 再掲 ○道路防災危険箇所等の解消 1-5) ④ 再掲 ○林道の維持管理 1-5) ④ 再掲

⑤ インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ○橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲

⑥ 道路除排雪計画の策定等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲	◎道路除排雪計画の策定等 1-7) ④ 再掲 ○主要幹線道路等の除排雪計画の策定 1-7) ④ 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
5-8) ①	○							○							○		
5-8) ②	○												○	○			
5-8) ③	○							○					○		○		
5-8) ④	○							○	○	○			○		○		
5-8) ⑤	○	○					○	○		○			○		○	○	○
5-8) ⑥	○							○		○					○		

5-9) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

① 被災建築物等の危険度判定の実施

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定の実施</p> <p>毎年、山梨県および各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。</p> <p>今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップについて、村内の地区分けについてはおおむね実施済であるが、今後マップの作成が必要となる。</p> <p>また、実施本部および判定拠点（判定士受け入れ）のための施設確保や実施本部運営人員の確保が求められる。</p>	<p>○被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定の実施</p> <p>応急危険度判定を円滑に実施するため、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成を進めるとともに、実施本部および判定拠点（判定士受け入れ）のための施設や実施本部運営に必要となる人員の確保を行う。</p>

② インフラ等耐震化および長寿命化の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>2-3) ② 再掲</p> <p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲</p>	<p>◎インフラ等耐震化および長寿命化の推進</p> <p>2-3) ② 再掲</p> <p>○水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲</p> <p>○基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲</p>

③ 災害時応急対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎災害時応急対策の推進 5-6) ① 再掲 ○災害時における給水協力関係の強化 5-6) ① 再掲 ○緊急用発電機の維持管理および新配水池への緊急用発電機の設置検討 5-6) ① 再掲	◎災害時応急対策の推進 5-6) ① 再掲 ○災害時における給水協力関係の強化 5-6) ① 再掲 ○緊急用発電機の維持管理および新配水池への緊急用発電機の設置検討 5-6) ① 再掲

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
5-9) ①	○	○											○	○			
5-9) ②	○	○					○	○		○			○		○	○	○
5-9) ③	○							○			○		○	○	○		

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域防災力の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲 ○地区防災計画等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲  ◎地域防災力の強化 2-3) ① 再掲 ○避難所運営マニュアルの作成促進 2-3) ① 再掲  ○地域防災力の強化を支える人材の育成 地域の防災力を持続的に向上させるためには、災害対応に必要な知識・技能を持つ人材の育成が不可欠であり現在は不足している。 地域の実情に応じて、防災活動の担い手を計画的に養成していく必要がある。	◎地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲 ○地区防災計画等の作成の推進 1-1) 再掲  ◎地域防災力の強化 2-3) ① 再掲 ○避難所運営マニュアルの作成促進 2-3) 再掲  ○地域防災力の強化を支える人材の育成 地域防災力の向上を図るため、防災に関する知識・技能を有する人材を計画的に育成する。 地域の実情を踏まえた研修や訓練などを継続的に実施し、自主防災組織等の担い手を確保・強化することで、持続的な防災体制の構築を推進する。

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 災害発生時に迅速かつ効果的な支援を行うため、災害関連NPOやボランティア団体との平時からの連携・協働体制を強化していく必要がある。</p> <p>○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 避難所運営の実効性を高めるため、避難所管理者と自主防災組織が連携した訓練を実施している。これにより、役割分担の明確化や運営手順の検証を行うことができる。</p> <p>○防災士の養成 地域の防災リーダーとして活動できる防災士の養成を推進し、防災意識の向上や地域防災活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>○インターネットサイトを活用した寄附金の募集 地域の防災力向上に必要な備品整備や活動資源を確保するため、インターネットサイトを活用した寄附金募集の取組が必要であるが、検討段階である。</p>	<p>○災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 災害発生時に迅速かつ効果的な支援が行えるよう、平時から災害関連NPOやボランティア団体との情報共有や訓練等を通じて連携体制を強化する。</p> <p>○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 避難所運営の実効性向上を図るため、避難所管理者と自主防災組織が連携した実践的な訓練を継続的に実施する。 訓練を通じて役割分担や連絡体制を明確化し、運営手順の検証・改善を行い、円滑な避難所運営体制を構築する。</p> <p>○防災士の養成 地域の防災力向上を図るため、防災士の養成を推進する。養成後も継続的な研修や実践活動の機会を確保し、防災士を中心とした地域防災体制を強化するとともに、住民の防災意識の向上と地域防災活動の活性化を図る。</p> <p>○インターネットサイトを活用した寄附金の募集 地域防災力の向上に資する備品整備や活動資源の確保を図るため、インターネットサイトを活用した寄附金募集の仕組みを構築する。 あわせて、用途の明確化や情報発信の充実を図り、継続的かつ安定的な財源確保につなげる。</p>

## ② 救助・救急体制の強化

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 消防団員の確保のため、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出する必要がある。 あわせて、消防団員の処遇の改善や、必要な資機材の確保を進めることが求められる。</p>	<p>○地域防災力の中核となる消防団の充実・強化 消防団員の確保のため、団員が入団しやすく活動しやすい環境を整備し消防団を充実・強化していく。</p>

## ③ 地域活性化との連携

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○買い物弱者対策への支援 鳴沢村重度心身障害者等福祉タクシー利用料金助成事業や鳴沢村高齢者外出支援事業を実施している。 一方、復興・復旧段階における重度心身障害者以外の買い物弱者への支援については、鳴沢村地域公共交通会議にて検討する必要がある。 令和7年度から地域公共交通会議を立ち上げ、地</p>	<p>○買い物弱者対策への支援 既存の外出支援施策を継続するとともに、復旧・復興段階も見据え、重度心身障害者以外の買い物弱者への支援策を地域公共交通会議において検討する。 地域公共交通計画の策定を通じ、持続可能な移動手段の確保を図る。</p>

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
域公共交通計画の策定および交通事業を検討していく予定である。	

④ 福祉避難所等の運営体制の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施</p> <p>福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。</p> <p>女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの作成に向けて、令和7年度実施の防災訓練において福祉避難所を開設し、参加者の意見を聴取する等実際の訓練を通して必要な備品・設備や配置などを確認した。</p> <p>今後は、運営マニュアル策定に向け、関係課や関係施設と調整を行う必要がある。災害時要配慮者を考慮した避難所のすみ分けを行うなど、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ボランティアコーディネーターの養成の推進</p> <p>ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。</p> <p>今後も、避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>○女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施</p> <p>関係機関と連携し、訓練結果を踏まえ、女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を進めるとともに、女性や子育て家庭等の災害時要配慮者に配慮し、備品整備や避難所のすみ分けなどを行い、安心して過ごせる避難所運営体制の充実を図る。</p> <p>○ボランティアコーディネーターの養成の推進</p> <p>社会福祉協議会と連携し、平時からボランティアコーディネーターの計画的な養成と実践的研修を推進することで、災害時における避難所運営や支援活動を円滑に調整できる体制の強化を図る。</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
6-1) ①	○	○											○	○	○		○
6-1) ②	○		○											○	○		
6-1) ③	○							○					○		○		
6-1) ④	○		○										○	○	○		

## 6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### ① 福祉避難所等の運営体制の充実等

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○災害廃棄物の処理体制の整備 平成 29 年 3 月に策定された「鳴沢村災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物（がれき）等の適正処理について定めている。 廃棄物の仮置場については、鳴沢村災害廃棄物処理計画で設定しているものの、災害規模によっては不足が想定されるため、更なる廃棄物の仮置場の確保について検討する必要がある。</p> <p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 平成 23 年 6 月 12 日にオリックス資源循環株式会社等との間に、災害時発生廃棄物の処理に関する協定を締結している。 被災状況の情報収集のため、衛生組合から廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集し、迅速な応急対応を図ることとしている。 令和 5 年 3 月に山梨県と県内各市町村と県内一部事務組合で「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結し、災害時には県と市町村と一部事務組合で連携し、災害廃棄物の処理の実施、可燃ゴミの焼却、災害廃棄物の一時保管用の仮置場用地の提供、職員の派遣等の相互支援を行う体制が整備されている。 村のみでごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合は、協定に基づきながら、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行うことから、引き続き、県、他市町村との連携を強化する必要がある。</p>	<p>○災害廃棄物の処理体制の整備 「鳴沢村災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物等を適正処理し、被災地域の環境衛生の保全を確保する。 また、災害時に備え、複数箇所での仮置き場の確保について検討を進めるとともに、早期復興につながる体制を構築する。</p> <p>○災害時における応急対策業務の協力体制の推進 廃棄物の発生量増加に伴う新たな仮置き場の計画策定を行う。 村のみで、ごみ・し尿等の処理業務が不可能な場合、県、他市町村への速やかな応援要請ができるよう、連携体制を強化する。 併せて、し尿収集運搬許可業者との連携体制を構築し、災害時の円滑な処理体制を確保する。</p>

### 【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	デジタル活用
6-2) ①	○	○											○	○	○		

### 6-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

#### ① 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策</p> <p>文化財建造物や伝統的な建物等は、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に倒壊・損壊しないよう、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策が必要である。</p> <p>しかし、現状として村内の有形文化財（建造物）については耐震診断が未実施であることから、早急に耐震診断を行い、その結果に基づいた適切な耐震対策を講じていく必要がある。</p>	<p>○村内の有形文化財（建造物）の耐震診断と耐震対策</p> <p>未実施となっている有形文化財（建造物）の耐震診断を計画的に実施し、その結果を踏まえ、文化財の価値に配慮した耐震対策の推進を図る。</p>

#### ② 文化財保存体制の充実

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>○文化財保存体制の充実</p> <p>文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進めている。</p> <p>村においても、村内にある国、県および村が指定した文化財の情報を活用した防災訓練等の防災対策を推進している。</p> <p>しかし、指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置と場所が地図等に落とせていないため、GPSを活用した位置特定作業が未実施の状況である。加えて、当該文化財に対する確実な巡回体制も十分に構築できていないことから、今後、位置情報の特定と巡回体制の整備が必要である。</p>	<p>○文化財保存体制の充実</p> <p>GPSを活用し、指定文化財のうち富士山エリアに点在する洞穴の正確な位置を特定し、地図等に反映する。</p> <p>また、所有者等と連携した計画的な巡回体制を構築し、文化財の適切な保存管理と防災体制の強化を図る。</p>

#### ③ 地域活性化との連携

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎地域活性化との連携 6-1) ③ 再掲</p> <p>○買い物弱者対策への支援 6-1) ③ 再掲</p>	<p>◎地域活性化との連携 6-1) ③ 再掲</p> <p>○買い物弱者対策への支援 6-1) ③ 再掲</p>

#### ④ 森林の公益的機能の維持・増進

施策の現状および脆弱性の評価結果	対応策の推進方針
<p>◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲</p> <p>○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲</p>	<p>◎森林の公益的機能の維持・増進 1-4) ④ 再掲</p> <p>○森林の適正管理 1-4) ④ 再掲</p>

【個別政策分野・横断的分野】

	行政機能	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用・国土利用	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	高齢化対策	デジタル活用
6-3) ①	○						○								○	○	○
6-3) ②	○							○					○		○		
6-3) ③							○			○		○					

重要業績指標（KPI）

番号	重要業績指標（KPI）	担当課	現状（R7）	目標（R12）
6-1) ①	避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施し、役割分担の明確化や運営手順を確認する。	総務課	-	-

## 第6章 施策の重点化

### 1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた人的・財政的資源の中で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の重要度や緊急性を踏まえ、優先順位に応じて、重点化しながら取り組むことが必要である。

本村において想定されるリスクが顕在化した場合に、本計画が目標として掲げる「地域における人命の保護」、「社会の重要な機能の維持」、「村民および公共の財産の保全」および「それらの被害からの迅速な復興」に与える影響を評価し、その重要性や波及効果を踏まえて、次のとおり施策を選定する。

#### 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態	重点施策
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1) ②	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	1-1) ④	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	防災体制の充実・強化
	1-1) ⑤	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	地域防災力の強化
	1-2) ②	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	防災体制の充実・強化
	1-2) ③	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	地域防災力の強化
	1-2) ④	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	庁舎等の耐震化
	1-2) ⑤	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	1-2) ⑧	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	災害時要援護者等の支援体制の充実
	1-3) ②	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生	福祉避難所等の運営体制の充実等
	1-4) ②	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	防災体制の充実・強化
	1-5) ①	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	富士山火山防災の推進
	1-7) ①	豪雪などに伴う多数の死傷者の発生	災害時保健医療体制の整備
	1-7) ③	豪雪などに伴う多数の死傷者の発生	緊急物資や燃料の確保

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態	重点施策
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1) ⑤	警察、消防などの被災等による救助・救急活動などの絶対的不足	災害時の医療救護・搬送体制等の整備
	2-2) ①	医療施設および関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	福祉避難所等の運営体制の充実等
	2-3) ①	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	地域防災力の強化
	2-3) ②	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	2-3) ③	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	災害時保健医療体制の整備
	2-3) ④	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	災害時防疫体制の構築
	2-3) ⑤	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	福祉避難所等の運営体制の充実等
	2-3) ⑥	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	災害時要援護者等の支援体制の充実
	2-3) ⑧	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所における生活環境改善の推進
	2-4) ①	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	地域防災力の強化
	2-4) ②	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	2-4) ④	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	災害時保健医療体制の整備
	2-4) ⑤	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態	緊急物資や燃料の確保
	2-5) ①	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	帰宅困難者等の保護
	2-6) ①	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態	富士山火山防災の推進
	2-7) ①	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	緊急物資や燃料の確保
2-7) ④	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	インフラ等耐震化および長寿命化の推進	
2-8) ①	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時防疫体制の構築	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-3) ①	災害対策拠点である役場施設の倒壊および災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止	庁舎の災害対応力の強化

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態	重点施策
交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-3) ②	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	地域防災力の強化
	5-6) ②	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	5-7) ②	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	緊急物資や燃料の確保
	5-7) ⑤	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	5-8) ①	地域交通ネットワークの分断	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
	5-9) ②	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	インフラ等耐震化および長寿命化の推進
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1) ①	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化

## 1. 重点施策

本計画において特定したリスク（大規模自然災害）については、巨大地震、風水害、土砂災害、富士山火山噴火、雪害、複合災害・その他といった災害種別ごとに対策を整理する。

なお、重点施策については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。

### (1) 巨大地震

番号	項目	担当課
1-1) ②	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進	総務課 振興課
1-2) ④	庁舎等の耐震化 ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設	総務課
1-2) ⑤	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	総務課 振興課
1-5) ①	富士山火山防災の推進 ・富士山火山避難計画の改訂 ・富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進 ・富士山国直轄火山砂防事業の推進 ・広域避難を目的とした支援協定の締結推進 ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化	総務課 振興課

番号	項目	担当課
2-1) ⑤	災害時の医療救護・搬送体制等の整備 ・「大規模災害時医療救護マニュアル」の策定 ・防災ヘリポートの確保および整備の推進	福祉保健課
2-4) ②	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 2-3) ② 再掲 ・水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲 ・基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲	総務課 振興課
2-7) ④	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	総務課 振興課
5-7) ⑤	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	総務課 振興課
5-8) ⑤	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	総務課 振興課
5-9) ②	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 2-3) ② 再掲 ・水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲 ・基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲	総務課 振興課

## (2) 風水害

番号	項目	担当課
1-3) ②	福祉避難所等の運営体制の充実等 ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施	福祉保健課
1-4) ②	防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲	総務課 住民課 教育委員会 企画課 振興課

## (3) 土砂災害

番号	項目	担当課
1-4) ②	防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲	総務課 住民課 教育委員会 企画課 振興課

## (4) 富士山火山噴火

番号	項目	担当課
1-5) ①	富士山火山防災の推進	総務課

番号	項目	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山避難計画の改訂</li> <li>・富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進</li> <li>・富士山国直轄火山砂防事業の推進</li> <li>・広域避難を目的とした支援協定の締結推進</li> <li>・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化</li> </ul>	振興課
2-3) ⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等の支援体制の充実</li> <li>・要配慮者支援マニュアル等の策定</li> <li>・避難行動要支援者台帳の作成</li> <li>・障害者に対する情報支援体制の構築</li> </ul>	福祉保健課
2-6) ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山防災の推進 1-5) ① 再掲</li> <li>・富士山火山避難基本計画の改訂 1-5) ① 再掲</li> <li>・富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進 1-5) ① 再掲</li> <li>・富士山国直轄火山砂防事業の推進 1-5) ① 再掲</li> <li>・広域避難を目的とした支援協定の締結推進 1-5) ① 再掲</li> <li>・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化 1-5) ① 再掲</li> </ul>	総務課 振興課

## (5) 雪害

番号	項目	担当課
1-7) ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時保健医療体制の整備</li> <li>・透析患者の支援体制の整備</li> </ul>	福祉保健課
1-7) ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資や燃料の確保</li> <li>・緊急物資の調達（調達の協定推進）</li> <li>・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築</li> <li>・緊急物資の管理</li> <li>・災害時における燃料確保の推進</li> <li>・燃料供給ルートの確保</li> </ul>	総務課 振興課

## (6) 複合災害・その他・すべての災害に関する事項

番号	項目	担当課
1-1) ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の充実・強化</li> <li>・災害時に備えた民間企業との協定締結推進</li> <li>・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施</li> </ul>	総務課 住民課 教育委員会 企画課 振興課
1-1) ⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の強化</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・自主防災組織の充実・強化および維持</li> <li>・ハザードマップの更新</li> <li>・自主防災組織、人材育成および意識啓発</li> <li>・「地区防災計画」等の作成</li> <li>・小学校等における防災対策の推進</li> <li>・保育所等における防災対策の推進</li> </ul>	総務課 住民課 教育委員会

番号	項目	担当課
1-2) ②	防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲	総務課 住民課 教育委員会 企画課 振興課
1-2) ③	地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲 ・防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲 ・自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲 ・ハザードマップの更新 1-1) ⑤ 再掲 ・自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲 ・「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲 ・小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲 ・保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲	総務課 住民課 教育委員会
1-2) ④	庁舎等の耐震化 ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設	総務課
1-2) ⑤	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進 1-1) ② 再掲 ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進 1-1) ② 再掲	総務課 振興課
1-2) ⑧	災害時要援護者等の支援体制の充実 ・「要配慮者支援マニュアル等」の策定 ・避難行動要支援者台帳の作成 ・障害者に対する情報支援体制の構築	福祉保健課
1-3) ②	福祉避難所等の運営体制の充実等 ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施	福祉保健課
1-4) ②	防災体制の充実・強化 1-1) ④ 再掲 ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進 1-1) ④ 再掲 ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施 1-1) ④ 再掲	総務課 住民課 教育委員会 企画課 振興課
1-7) ①	災害時保健医療体制の整備 ・透析患者の支援体制の整備	福祉保健課
1-7) ③	緊急物資や燃料の確保 ・緊急物資の調達（調達の協定推進） ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 ・緊急物資の管理 ・災害時における燃料確保の推進 ・燃料供給ルートの確保	総務課 振興課
2-1) ⑤	災害時の医療救護・搬送体制等の整備 ・「大規模災害時医療救護マニュアル」の策定 ・防災ヘリポートの確保および整備の推進	福祉保健課
2-2) ①	福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) ② 再掲 ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 1-3) ② 再掲 ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定 1-3) ② 再掲 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲	福祉保健課

番号	項目	担当課
2-3) ①	地域防災力の強化 ・避難所運営マニュアルの作成促進 ・避難所運営支援の受入体制の構築 ・学校における避難所運営体制の整備 ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	総務課 住民課 教育委員会
2-3) ②	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 ・水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 ・基幹的水道施設における耐震診断の実施	振興課 総務課
2-3) ③	災害時保健医療体制の整備 ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備 ・医療救護の広域応援体制の整備 ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応	総務課 住民課 福祉保健課
2-3) ④	災害時防疫体制の構築 ・災害時における保健師活動マニュアルの活用 ・感染症対策の推進	総務課 住民課 福祉保健課
2-3) ⑤	福祉避難所等の運営体制の充実等 1-3) ② 再掲 ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上 1-3) ② 再掲 ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定 1-3) ② 再掲 ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施 1-3) ② 再掲	福祉保健課
2-3) ⑥	災害時要援護者等の支援体制の充実 1-2) ⑧ 再掲 ・「要配慮者支援マニュアル」等の策定 1-2) ⑧ 再掲 ・避難行動要支援者台帳の作成 1-2) ⑧ 再掲 ・障害者に対する情報支援体制の構築 1-2) ⑧ 再掲	福祉保健課
2-3) ⑧	避難所における生活環境改善の推進 ・避難所における生活環境改善の推進	総務課
2-4) ①	地域防災力の強化 ・災害備蓄品の確保 ・備蓄場所の確保 ・家庭での備蓄促進	総務課
2-4) ④	災害時保健医療体制の整備 2-3) ③ 再掲 ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備 2-3) ③ 再掲 ・医療救護の広域応援体制の整備 2-3) ③ 再掲 ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応 2-3) ③ 再掲	総務課 住民課 福祉保健課
2-4) ⑤	緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の調達（調達の協定推進） 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲 ・災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲 ・燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲	総務課 振興課
2-5) ①	帰宅困難者等の保護 ・交通事業者との連絡調整 ・食料支援の方法 ・避難場所の提供	総務課 企画課

番号	項目	担当課
2-7) ①	緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の調達（調達の協定推進）1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲 ・災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲 ・燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲	総務課 振興課
2-8) ①	災害時防疫体制の構築 2-3) ④ 再掲 ・災害時における保健師活動マニュアルの策定 2-3) ④ 再掲 ・感染症対策の推進 2-3) ④ 再掲	福祉保健課 住民課
3-3) ①	庁舎の災害対応力の強化 ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保 ・災害対策本部の予備施設の指定 ・電力の確保 ・通信機器の確保 ・行政データのバックアップ ・職員のトイレ対策 ・職員の食料・飲料水等の確保 ・燃料および消耗品の確保	総務課
5-3) ②	地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲 ・防災訓練の実施 1-1) ⑤ 再掲 ・自主防災組織の充実・強化および維持 1-1) ⑤ 再掲 ・ハザードマップの更新 1-1) ⑤ 再掲 ・自主防災組織、人材育成および意識啓発 1-1) ⑤ 再掲 ・「地区防災計画」等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲 ・小学校等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲 ・保育所等における防災対策の推進 1-1) ⑤ 再掲	総務課 住民課 教育委員会
5-6) ②	インフラ等耐震化および長寿命化の推進 2-3) ② 再掲 ・水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進 2-3) ② 再掲 ・基幹的水道施設における耐震診断の実施 2-3) ② 再掲	振興課 総務課
5-7) ②	緊急物資や燃料の確保 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の調達（調達の協定推進）1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 1-7) ③ 再掲 ・緊急物資の管理 1-7) ③ 再掲 ・災害時における燃料確保の推進 1-7) ③ 再掲 ・燃料供給ルートの確保 1-7) ③ 再掲	総務課 振興課
6-1) ①	地域防災力の強化 1-1) ⑤ 再掲 ・地区防災計画等の作成の推進 1-1) ⑤ 再掲 地域防災力の強化 2-3) ① 再掲・ ・避難所運営マニュアルの作成促進 2-3) ① 再掲 ・地域防災力の強化を支える人材の育成 ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施 ・防災士の養成 ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集	総務課

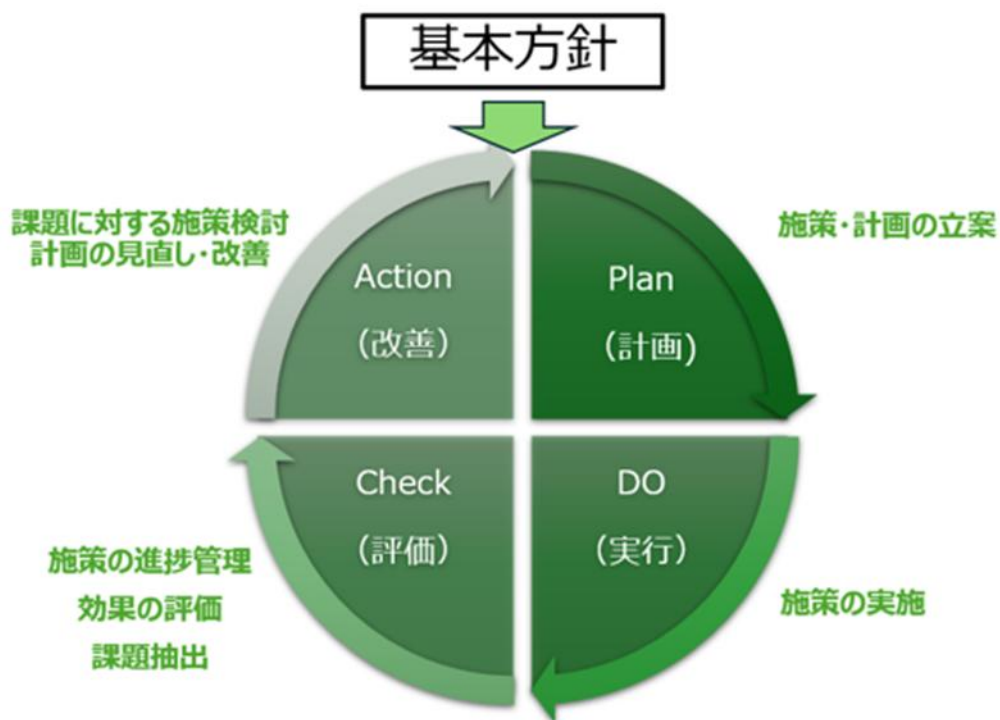
## 2 計画の推進と進捗管理

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえながら、計画的かつ継続的に取組を進めていくことが重要である。

このため、本計画は、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の実施（実行(Do)）、施策の進捗管理および効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）による PDCA サイクルで計画を着実に推進していくものとする。

具体的には、毎年度進捗状況を確認し、必要に応じて施策や指標の見直しを行う。あわせて、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

PDCA サイクルに基づく計画の推進（鳴沢村の強靱化の推進）



## 鳴沢村国土強靱化地域計画

令和 8 年度～令和 12 年度

令和 8 年 3 月

編集・発行 鳴沢村

〒401-0398

山梨県南都留郡鳴沢村 1575

TEL 0555-85-2311 FAX 0555-85-2461

URL <https://www.vill.narusawa.yamanashi.jp>